

OWNER'S BRAIN

オーナーズブレーン
2020年秋
創刊号



2大特集

特集 2

相続・
遺品・遺言

コロナショック!

特集 1

OWNER'S BRAIN

オーナーズブレーン
2020年秋
—(創刊号)—

卷頭言

本誌『OWNER'S BRAIN』(オーナーズブレーン)は、「富裕層と会計事務所をつなぐ専門媒体」として創刊しました。『税の専門新聞社、であるエヌピー通信社がリアルリッチ層向けに毎号8万部超発行している税とマネーの季刊情報紙『OWNER'S LIFE』(オーナーズライフ)の別冊としてリリースするものです。

リアルリッチ層が抱える「税とマネー」の問題は多岐にわたります。企業税務だけに限らず、また相続税務だけにも限らず、税とマネー全般の悩みを解決してくれる真のブレーン(頭脳)を、リアルリッチ層は求めています。

本誌は、ビジネス上の税務会計サポーターとしての税理士業務にとどまらず、オーナー企業とオーナー一族の両面にとってのブレーン(参謀・指導者)として、高度な税務ナレッジと経験豊かなコンサルティング能力を發揮するプロフェッショナルを、コントロールドサーキュレーション方式で読者様のもとへとエスコートする日本初の専門誌です。

税のスペシャリストとしての役割はもちろん、総合コンサルティング能力をも有する税理士・会計事務所だけを収載した富裕層向け媒体として、税の専門新聞社が「実力本位の会計事務所」を厳選してご紹介します。

本号はその記念すべき創刊号となります。今後は秋・春の年2回発行を予定しており、オーナーズライフ紙の配布対象読者様には、同紙とともに無料でお届けします。なお、本誌は全国の書店店頭でご注文いただけるほか、ネット書店のアマゾンでもご購入いただけます。

コロナ禍で経済活動が委縮気味になりがちないま、眞の意味で『オーナーズブレーン』となる「実力本位の会計事務所」をご紹介するとともに、リアルリッチ層にとって有益な税務・財務情報などを毎号「2大特集」のかたちで満載してまいります。どうかご期待ください。

2020年9月15日

OWNER'S BRAIN編集部

記念に、時計を。



大切な“時の記念品”として
法人様向けのセイコー オリジナルウォッチ製作を承ります。

さまざまな記念のシーンにおいて腕時計をお使いいただく機会が増えています。
「年齢や性別を選ばない」また「パーソナルユース」である腕時計は
いつまでも心に残る贈り物としてご用命をいただいております。
また、モチベーション向上や帰属意識の醸成にも大変ご好評をいただいております。

セイコー オリジナルウォッチの特徴

安心品質

豊富なデザイン

ご注文は100個以上から

※仕様、数量により異なります。
詳細は担当営業へご相談ください。

ホームページはこちら▶



セイコー オリジナルウォッチ 検索
セイコー オリジナルウォッチ株式会社 / 特販営業部
0120-917-251 (通話料無料)
受付時間 10:00~18:00(土・日・祝日・年末年始除く)



卷頭言 —— 1

◆写真紀行◆密を避けて秋を訪ねて① 羊蹄山・八甲田・明月院（鎌倉）—— 4～9

【特集】コロナショック! —— 10

持続化給付金 個人家主に不支給の怪	12
税務署は必ずやってくる! 要注意 社用と私用の線引き	14
資金繰り改善 コロナ禍を乗り切る消費税対策	16
銀行融資は借り得? 据置期間が異例の長期化	18
不倫芸能人も使いたい? 納めた税金の繰戻し還付制度	20

日本で唯一の『税金の専門新聞社』が本気で選んだ

厳選 実力本位の
会計事務所 2020秋 — 24

芦原会計事務所	26	道下敏光税理士事務所	40
アレシア税理士法人	28	税理士法人MOVE ON	42
OAG税理士法人	30	税理士法人向田会計	44
JPA総研経営参与グループ	32	吉岡マネジメントグループ	46
T-MACKS税理士法人	34	wish税理士法人	48
税理士法人東京会計グループ	36	岡野雄志税理士事務所	49
税理士法人早川・平会計	38		

◆写真紀行◆密を避けて秋を訪ねて② 白神山地 —— 50～55

【特集】相続・遺品・遺言 —— 56

相続税対策でも人気 コンテナ節税に国税当局のメス	58
相続税対策の新常識 配偶者居住権の上手な使い方	60
死後も素敵なお父さんのままで 見せたくない遺品の生前対策	62
家族が大迷惑 こんな遺言は書いたらダメ	64
安全に処理しないと被害甚大 貸付金という時限爆弾	66

◆写真紀行◆密を避けて秋を訪ねて③ 新倉山浅間公園・圓光寺（京都）・毘沙門堂（京都）—— 70～75



写真紀行

密を避けて
秋を訪ねて①







持続化給付金

個人家主に不支給の怪

12

税務署は必ずやってくる!?

要注意 社用と私用の線引き

14

【特集】 SPECIAL FEATURE

コロナ

ショック!

資金繰り改善

コロナ禍を乗り切る消費税対策

16

銀行融資は借り得?

据置期間が異例の長期化

18

不倫芸能人も使いたい?

納めた税金の繰戻し還付制度

20



これは、給付金を受けるために必要な前年同期からの売上減という条件に当てはまるのが、「事業収入」の減少に限られているためだ。法人であれば不動産賃貸で得た賃料を含めた売上が事業収入となるが、個人の場合は「事業所得」に該当する収入だけが事業収入と判断され、所得税法上で「不動産所得」とされる。そのためどれだけ不動産収入が減っていても、個人は給付金を受け取れない仕組みとなっているのだ。

今後は事業所得として確定申告していかつたフリーランスも受給できるようになるため、「雑所得」や「給与所得」の減少でも給付金の対象となることが決まっている。しか

し不動産所得は計算に含めないという方針は現時点では変更していない。

「株式投資と類似」

個人家主に不支給の怪



制度の問題点に対する指摘や不満は国に届いていないわけではない。通常国会では日本共産党の笠井亮議員が、梶山弘志経済産業大臣に対して「テナントの撤退や家賃の減免で収入が大きく減ったオーナーのような主たる収入が象に含めていない理由について、「個人の不動産業は資産運用という点で株式投資と類似する」ことを挙げている。つまり他の事業とは違ひ、不動産業は事業といよりも投資的な側面があるため、給付目的にそぐわないという見解を示したことになる。



多くの場合に設備投資や借入が必要という点で、不動産経営は他の事業と大きく変わりはない。不動産所得という区分について、事業所得もしくは雑所得に統合すべきといふ見解は、例えば2008年に税務大学校の教授がまとめた論文などでも見ることができる。

不動産所得だけ給付金の対象から外れている現状は不合理ということになる。政府は、現実に苦しい生活を強いられている家主が一刻も早く受給できる措置を講じるべきだ。



経産相

これに対しても梶山氏は、対象から除外するのはおかしい「(森松税理士)」という意見が出てくるのは当然だろう。

地主が不動産管理専門の人を設立して所得税や相続税の節税につなげるという手法は古典的ともいえるものだが、手間や税負担など様々な要素を踏まえて個人経営を選択した大家もいるはずだ。コロナショックからの再起を図るために給付金を「法人化しない」と判断したことだけで受け取れないのだから大家の不満は募る。

現時点で給付金の計算の対象から外れる不動産収入は、

対象から除外するのはおかしい「(森松税理士)」という意見が出てくるのは当然だろう。

地主が不動産管理専門の人を設立して所得税や相続税の節税につなげるという手法は古典的ともいえるものだが、手間や税負担など様々な要素を踏まえて個人経営を選択した大家もいるはずだ。コロナショックからの再起を図るために給付金を「法人化しない」と判断したことだけで受け取れないのだから大家の不満は募る。

現時点で給付金の計算の対象から外れる不動産収入は、

このようにして、個人家主と法人としての不動産所得の区別が生まれる。しかし民泊を営んでいたり、賃貸を始めた人が誤って不動産所得として申告していることは多い。昨年分の確定申告書を確認すれば事業所得や雑所得にもなる。しかし民泊を営んでいたり、賃貸を始めた人が誤って不動産所得として申告していることは多い。昨年分の確定申告書を確認すれば事業所得として申告すべきものがあれば、修正申告をしたうえで給付金を受け取ることが可能となる。

多くの場合に設備投資や借入が必要という点で、不動産経営は他の事業と大きく変わりはない。不動産所得という区分について、事業所得もしくは雑所得に統合すべきといふ見解は、例えば2008年に税務大学校の教授がまとめた論文などでも見ることができる。

不動産所得だけ給付金の対象から外れている現状は不合理ということになる。政府は、現実に苦しい生活を強いられている家主が一刻も早く受給できる措置を講じるべきだ。

持続化給付金をめぐり、個人家主から不満の声が上がっている。同じ不動産業でも法人は受給できるのに対し、個人経営の大家さんは受け取れない仕組みとなっているためだ。国は対象から除外している理由として、個人による不動産経営は「株式投資等と類似する」ことを挙げており、事業継続のために支給する給付金の目的にそぐわないと判断している。だが、全ての不動産業が単なる投資というわけではなく、生活の糧としている人もいる中で、個人家主を一律に対象外とすることを問題視する専門家も多い。苦しい生活を強いられる家主を支える制度への見直しを求める声が高まっている。

持続化給付金 個人家主に不支給の怪



税務署は必ずやってくる! / 要注意 社用と私用の線引き

高所得者や富裕層を対象にした税務調査は、一般的に国民感情をさほど刺激しないと言われる可能性も十分にあると言えるだろう。前澤氏と同様、社長の「公私混同」が狙われる可能性も十分にあると言えるだろう。

東京国税局
TOKYO NATIONAL TAXATION BUREAU

高所得者や富裕層を対象にした税務調査は、一般的に国民感情をさほど刺激しないと言われる可能性も十分にあると言えるだろう。前澤氏と同様、社長の「公私混同」が狙われる可能性も十分にあると言えるだろう。

高所得者や富裕層を対象にした税務調査は、一般的に国民感情をさほど刺激しないと言われる可能性も十分にあると言えるだろう。前澤氏と同様、社長の「公私混同」が狙われる可能性も十分にあると言えるだろう。

社有車でも同じこと

前澤氏の場合には「社有機」という聞き慣れない言葉で報じられ、一般的の感覚からすれば別の世界の話にも思えるが、「社有車」に置き換えるれば多くの経営者に当てはまる話となる。社有車に関する費用は原則、減価償却資産として購入費を数年にわたって経費にでき、またガソリン代、保険料、車検代、メンテナンス代、高速道路利用料など様々な費用も損金にすることができる。ただし、あくまでも事業用として使うことが大前提だ。前澤氏のように社長がプライベートで使っていたと税務署に判断されてしまうと、経常、1ヵ月ごとに同額を支給するなど一定の条件を満たさなければ会社の損金にできないため、グーニーズが会社の経費として処理していた5億円分が前澤氏の利益とみなされ、法人所得から差し引ける損金とは認められない見られている。

前澤氏の場合は「社有機」という聞き慣れない言葉で報じられ、一般的の感覚からすれば別の世界の話にも思えるが、「社有車」に置き換えるれば多くの経営者に当てはまる話となる。社有車に関する費用は原則、減価償却資産として購入費を数年にわたって経費にでき、またガソリン代、保険料、車検代、メンテナンス代、高速道路利用料など様々な費用も損金にすることができる。ただし、あくまでも事業用として使うことが大前提だ。前澤氏のように社長がプライベートで使っていたと税務署に判断されてしまうと、経常、1ヵ月ごとに同額を支給するなど一定の条件を満たさなければ会社の損金にできないため、グーニーズが会社の経費として処理していた5億円分が前澤氏の利益とみなされ、法人所得から差し引ける損金とは認められない見られている。

前澤氏の場合は「社有機」という聞き慣れない言葉で報じられ、一般的の感覚からすれば別の世界の話にも思えるが、「社有車」に置き換えるれば多くの経営者に当てはまる話となる。社有車に関する費用は原則、減価償却資産として購入費を数年にわたって経費にでき、またガソリン代、保険料、車検代、メンテナンス代、高速道路利用料など様々な費用も損金にすることができる。ただし、あくまでも事業用として使うことが大前提だ。前澤氏のように社長がプライベートで使っていたと税務署に判断されてしまうと、経常、1ヵ月ごとに同額を支給するなど一定の条件を満たさなければ会社の損金にできないため、グーニーズが会社の経費として処理していた5億円分が前澤氏の利益とみなされ、法人所得から差し引ける損金とは認められない見られている。

要注意

社用と私用の線引き

税務署は必ずやってくる!?

税務署は必ずやってくる!?



「容赦しないぞ」という意思表示

新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う外出の自粛要請を受け、税務署は税務調査を控えている。納税者と国税職員の直接的な接触を極力減らして感染を防止するという側面に加え、全国的に納税者が厳しい状況に置かれているなかで、税務調査をするのは酷という国民感情を推し量ったためとも言っている。税務調査の減少に伴い、例年であれば確定申告期に公になることが多い著名人の脱税や申告漏れのニュースも、今年

の利益に該当する金額分が社長への臨時の役員報酬とみなされ、損金算入は否認される。さらに社長自身も臨時報酬を受け取つたとして所得が上積みされるので、税負担が増えることとなる。

社有車の費用を経費にするには、事業に使つたことを税務署に証明できるようにしておく必要がある。最もオーソドックスな方法は、運転日報を残し、その記載内容と走行距離メーターディジタル表示によく一致することだ。車に社名をペインントすることも考えられる。ただフェラーリやベントレーなどの高級車を社有車としている場合は社名の印字はそぐわないかもしれない。

反対にプライベートで使つてゐるのではないかと税務署に疑われやすいのは、車庫証明取得の際の保管場所を経営者宅にしているケースだ。また、従業員が少ないのに保有台数が多くたり、嗜好性の高い改造をしていたりすると、経営者の私物とみなされるおそれがある。

社有車以外にも、社用と私用の線引きで税務当局と争い

は大きなニュースとして報じられることはなかつた。そんな中でも大々的に報じられたのが、前澤友作氏の「公私混同」による申告漏れだ。金額も含めて内容が明らかにされたのは、政府が緊急事態宣言を全面解除したわずか2日後のこと。「このタイミングで情報が公になったのは、国税当局の意思表示であるところだけだ。キヤバクラやスナックといった「夜の店」の費用も、仕事に必要な支出であることを説明できれば、一定額まで経費で落とすことができる。

このほか、感染拡大防止のためのマスクのまとめ買いの費用も、個人が使うとはいえ、従業員の感染によって事業を停滯させないことが目的の支出と言えるので、基本的に役員やスタッフの給与とはならず経費とすることが可能だ。また、取引先や自社不動産の借り手などの関係先がマスク不足で業務に支障が出る場合のマスクの提供は、購入費用や送料を一定額まで損金にすることが認められている。

悪質な脱税や所得隠しは問題外として、うつかりミスや国税当局との見解の相違による申告漏れはどの事業所でも起り得る。社用と私用のどちらに該当する費用であるかという判断は誤りが生じやすい部分なので、慎重に税務処理をするようにしたい。

資金繰り改善

コロナ禍を乗り切る消費税対策



企業の節税策といえば法人税を対象としたものが多いため、赤字でも納付義務のある消費税の対策こそなければならない課題といえるだろう。通常国会で成立した「コロナ対策税制」も駆使しつつ、仮決算による納税制度や課税方式の選択の特例などの措置を活用してコロナショックを乗り切りたい。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で多くの企業がキヤッショフローのさらなる悪化に苦しんでいる。仕入れや給与を支払うための資金を確保できなくなったら、まさに死活問題だ。

現金の確保が喫緊の課題となっている中で、支出を抑えるための税金対策的重要性が増している。特に、売上が減少している時期に大きな効果を上げるのは、黒字であるか否かにかかわらず課税される消費税の対策だ。

政府は新型コロナの影響で経営が悪化した事業者の税負担を軽減するための「コロナ対策税制」を施行したが、このうち消費税関連では「納税猶予の特例」と「課税事業者・免税事業者・事後選択制度」

は、コロナ対策税制が施行される前から使えた消費税対策を見逃さずに適用するようにならねばならない。

中間申告で仮決算

さらに、コロナ対策税制の適用要件を満たしていない事業者が利用したい消費税対策が、事業年度開始から半年後に使う仮決算による「中間申告」だ。中間申告は今期の納税予定額を算出してその半分を納めるというもので、通常は前年度の税額の半額を納めることになる。しかし今期に大幅なマイナスが見込まれる事業者は、半年分の実績で仮決算を行い、その結果に基づいた税額で納税することが認められている。

仮決算が赤字ならその時点での納税する必要はない。最終的に確定申告で本来の税額に合わせるのでトータルの税負担は変わらないが、決算の半年後の税負担が減るので、キヤッショフローの改善効果は大きい。ただし、仮と言つても確定申告と同じように決算業務をして確定申告書を作成しなければならないため、税理士に依頼すると通常の顧問料や決算報酬とは別に料金

が発生することが多く、その支払いも含めて損得を考える必要がある。

納税猶予と事後選択制度

が発生することがある。また災害の被害を受けた事業者は、ケースによっては原則課税方式と簡易課税方式の切り替えによつて税負担を減らせることがある。

簡易課税方式は、業種に応じた仕入れ率を乗じた額を仕入れ分の消費税として計算できる制度で、原則通りに課税方式を変更することができる。新型コロナの蔓延を含めた災害の被害を受けた事業者は、被害の影響が収まつたら2カ月後までに届け出れば変更が認められる。事業年度の開始前には予期できなかつた売上の激減によつて現行の課税方式が不利なものとなつている事業者は、課税方式の変更の特例を利用することが必須と言える。

昨年10月の増税で消費税の負担が増大したが、新型コロナの感染拡大によつてその重みがさらに増している。あらゆる策を講じて税負担を軽減し、事業継続を図るようにしたい。

そのため、キヤッショフローが悪化しているにもかかわらず特例を適用できない事業者

の納税が困難と認められるの2点で、大企業優遇傾向の近年の税制では珍しく中小企業の負担を減らすものと言える。

仮に特例の減収要件を満たせないときは通常の納税猶予担保は免れないが、1年間税金を納めずに済むためキヤッショフローの改善効果は大きいはずだ。国税当局は新型コロナの感染拡大の影響を踏まえて猶予の申請に柔軟に対応するとしているので、資金繰りが悪化しているれば申請を検討する余地はあるだろう。

一方の「課税事業者・免税事業者の事後選択制度」とは、通常であれば事業年度が始まると提出しなければならない消費税の課税事業者選択届

出について、事業年度終了後の提出を認めるという措置だ。一定期間の収入が前年同期で50%以上減少している事業者が対象で、事業年度が終わってから2カ月以内に届け出れば、免税事業者から課税事業者になることや、逆に課税事業者から免税事業者になることが認められる。そして、本來は一度選択すると2年間は課税事業者を続けなければならぬが、翌課税期間で免税事業者に戻ることもできる。

今回新たに設けられた納税猶予の特例と課税事業者・免税事業者の事後選択制度は、一定割合以上の減収を適用要件としているため、収入の減少をある程度抑制できている事業者は恩恵を受けられない。

そのため、キヤッショフローが悪化しているにもかかわらず特例を適用できない事業者

銀行融資は借り得?

据置期間が異例の長期化



ある。金融コンサルタントの上田真一氏（広島市）はその点について、「そもそも5年後まで新型コロナの影響が及ぶとは限らない。2～3年後に収束して返済できる財務状況になる可能性もあるのに、銀行としては4年や5年の長期の契約を結ぶ必要性を感じにくい」というのが金融機関の本心ではないかと推察する。しかし国から度重なる要請を受けたため、5年を限度に長期の返済猶予を認めざるを得ない状況になってきたというのが実情であるようだ。

これは、国の判断次第で据置期間の長短が変わっていくことを意味する。すなわち新型コロナが収束して長期の据

置期間は不要と国が判断すれば、以前のように短い期間での契約しか結べなくなるということになる。そのため当面の支払いが困難な事業者は、今のうちに借り入れておかなないと、長期の据置期間で契約できなくなる可能性がある。

返済期間の延長も忘れずに

特別融資と類似した貸付制度を利用した事業者が、据置期間の終了後に元本返済に苦しむことがある。そのため、今回のコロナ禍でも同じようなケースが起きるおそれがある。帝国データバンクの調査によると、東日本大震災を原凶とした倒産は震災2年目から減少したもの、直近の1年間だけでも50件発生している状況となっている。震災後に金融機関の支援を受けて事業を継続してきた事業者が、資金不足に陥つて倒産しているケースが後を絶たないのだ。

据置期間が長期の契約では、元本返済時の負担が短期の場合と比べてどのように違つて

いるのか

ただ注意が必要なのは、据置期間を設定する際には、あくまでも元本の返済が一定期間猶予されるだけという点だ。期限が過ぎた段階で返済の負担が重く押し掛からないように考慮したい。

東日本大震災では、今回の特例融資などでは、通常と比べて長い据置期間で契約が結ばれている。中には5年という異例の長期契約を結んでいる事業者も出ている。

金融機関としては、据置期間が長期になるほど資金の回収が遅れるので、できる限り短い期間にしたいという本音

5年の据置期間も

金融機関が元本返済を猶予する期間は「据置期間」と呼ばれ、設備資金や創業資金を借り入れる際に、1年以内で借り入れる際には、1年以内で契約することが通例となっている。新型コロナの感染拡大の影響で多くの事業者の資金繰りが悪化しているなか、被

くるのだろうか。6年で返済する契約で720万円を借り入れていた場合、据置期間がなければ、元本分の毎月の返済額は単純計算で10万円（＝720万円÷72カ月）となる。この契約で1年の据置期間を設定したとすると、1年目の支払いはゼロになるが、2年目から6年目までの5年間の返済額は毎月12万円（＝720万円÷60カ月）に引き上がってしまう。

後々の負担を減らすには、据置期間だけではなく、完済するまでの期間（返済期間）についても長期の契約とするほかない。その実例として、コロナ関連融資に関する金融庁の報告書には、既存の借入について据置期間を2年から5年に延長したうえ返済期間と返済期間の延長を認める金融機関や、2年以内であれば本部の決済を経ずに支店長専決権限で猶予を認める金融機関があることが報告されている。数カ月から2年程度である元本の返済猶予を受けられるようになっている状況だ。

感染拡大の影響で当面の資金繰りに不安がある事業者は、通常時の融資の常識にとらわれることなく、長期の据置期間・返済期間など有利な条件で契約できる現状を認識し、銀行と交渉に臨むようにした



も業務の一環として認められる可能性が高い。活動自粛の間に足繁く名店に通い、その支出を損金として計上すれば、「赤字」を作り出せるかもしれない。つまり渡部が「純損失の繰戻し還付」を使える可能性はあるといえる。

もつとも「繰戻し還付」制度自体は、今年に入つて収入が激減して手元資金に困っているという人が使う制度だ。その手元資金を費消してまで、あえて赤字を作り出す必要はないだろう。仮に赤字があつたとしても、還付を受けれるより復帰後の所得増に備えて「純損失の繰越控除」制度のほうを使いたいと考えているのではないか。

スキヤンダルの代償は3億円？

そして今回の渡部の不倫問題とカネについて考える場合、避けては通れないのが「賠償

金」だ。近年、東出昌大やベッキー、また不倫問題ではないうが沢尻エリカやピエール瀧の不祥事など、有名芸能人のスキヤンダルによって、出演予定だった番組や映画に大きな穴があくケースが相次いでいる。そのため、最近の芸能界の契約書は、内容が非常に厳格化され、本人の落ち度によるスキヤンダルが発覚した際には、数千万円から数億円の賠償金を設定することも珍しくない。

そうした風潮の中で発生した渡部の不倫問題に対しては、業界からも驚きと失望の声が多いというが、売れっ子だった渡部が負うべき賠償金は、一説によれば3億円を下らないという。渡部が売れっ子芸能人でこれまでの貯蓄があるとはいっても、3億円の負債が重くないわけがない。

そこで、この3億円を赤字として「純損失の繰戻し還付」を受ければいいではないかと



前年に比べて著しく収入が減った場合には、一度納めた税金を取り戻す「繰戻し還付」制度を利用できる。しかし、それが例え自身の不倫を原因とする収入減少や、賠償金支払いによる納税資金不足であっても、問題なく制度を使えるのだろうか。新型コロナウイルスの感染拡大によって資金繰り難にあえぐ事業者が続出するなか、不倫問題で世間を騒がせたアンジャッシュ渡部の事例を基に、税金の「取り戻し、制度について理解を深めてみたい。

不倫芸能人も使いたい？

納めた税金の繰戻し還付制度

考るが、そこは問屋がおろさない。繰戻し還付はその名通り、対象となるのはあくまで「純損失」だ。この純損失とは具体的に、事業所得、不動産所得、山林所得、総合譲渡所得から生じる損失を指す。

そして、賠償金は、業務中に発生した非過失の交通事故の賠償金などを除き、事業所得上の損失には含まれない。もちろん、業務と関係ない場面での出来事に対する賠償金も対象にならない。渡部については、新型コロナの自粛期間中の「六本木ヒルズデート」が業務に關係しているというのは、あまりに苦しい言い訳だらう。出演自粛によつて収入が激減するなかでも、数億円の賠償金を支払う以外になさそうだ。

そんな渡部に、住民税の負担が追いかける。所得税と異なり、住民税の税額は前年の所得を基に算出される。つまり現在の収入がどれだけ減っていても、前年の高所得に対する多額の税金を納めなくてはならない。そして住民税に繰戻し還付のような制度はなく、減免制度はあるものの前年の収入による利用制限があつて、渡部が使えるようなものではない。こちらでも渡

部は救済を受けられず、高負担を受け入れるしかないだろう。

事業の立て直しに制度をフル活用

当然、コロナ禍のような避けられない理由によって収入が減った事業者が対象となつてゐる。渡部は完全に「身から出た錆」であるため制度の対象外となつても同情の余地はないが、現在のコロナ禍によつて苦しんでいる事業者は、「純損失の繰戻し還付」や「純損失の繰越控除」、住民税の減免制度などをフルに活用して、負担を少しでも減らしたいところだ。

個人事業主だけではなく法人にも「法人税の繰戻し還付」「欠損金の繰越控除」などの制度がある。法人税の繰戻し還付については、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて要件が緩和され、資本金10億円以下の法人まで対象が拡大されている。コロナで経営に深刻なダメージを受けている企業は、顧問税理士と相談のうえ、企業の立て直しに全力を尽くしたい。

コロナで収入激減税金を取り戻す方法

に所属していて、形としては個人事業主とみられる。つまり納めているのは所得税だ。前年分の税金については、新型コロナウイルスの影響による確定申告期の延長などが、世間を騒がせた。佐々木希さん(32)という妻がありながら複数の女性と不倫関係にあったことを『週刊文春』が報道すると、本人はその事実を認め、司会を担当するテレビ番組などに出演自粛を申し入れた。不倫相手が複数人いたこと、妻の佐々木さんが育児中であったこと、折しも新型コロナウイルスの流行を受けた自粛期間中であったことなどから、それまで好感度の高かつた渡部に対する世間の評価は急落し、今は復帰の時期を語ることすら許されていない状況だ。

渡部は本業のお笑いに加えて、情報番組の司会、グルメ評論など幅広く活躍していた「売れっ子」だった。これまでの年収もおそらく数億円を下らないが、それらが全て活動自粛となり、収入がゼロに近づくのだから、当人の不安は尋常ならざるものだ。では渡部の収入の激減を税金面から見ると、どのような影響が考えられるのだろうか。

渡部は芸能事務所「人力舎」とはいえスキヤンダル以降、見中であつたこと、折しも新型コロナウイルスの影響によって、情報番組の司会、グルメ評論など幅広く活躍していた「売れっ子」だった。これまでの年収もおそらく数億円を下らないが、それらが全て活動自粛となり、収入がゼロに近づくのだから、当人の不安は尋常ならざるものだ。では渡部の収入の激減を税金面から見ると、どのような影響が考えられるのだろうか。

彼に対する社会の厳しい視線を踏まえると、ほぼ年内復帰はないといつていい。つまり、收入はこのまま上がらず、今年の年収はかなり厳しいものとなる可能性がある。一方で、渡部は芸能界きつての食通として知られ、グルメ関連の仕事を多く持つていたため、都内の飲食店を食べ歩くこと

(株)エー・ディー・ワークスの不動産小口化商品「ARISTO」

(東証一部上場会社(株) A Dワークスグループ グループ会社)

あなたも500万円から新築ビルの不動産投資

金融機関ネットワークで
事業の引継ぎをサポート

事業引継ぎ.net

全国の金融機関ネットワークを活用した
第三者への事業承継プラットフォームです
(買収・売却どちらでも利用可能)

買収 希望の場合

希望条件を登録すると、
売却案件をレコメンド！

売却 希望の場合

条件を登録すると、全国の
買手からオファーが届く！



金融機関担当者が
貴社の事業承継を
バックアップ



登録企業は金融機関の
紹介企業のみなので
安心



各種交渉や手続きも
金融機関担当者が
サポート

こんなことでお悩みではありますか？

- 事業は継続したいが、後継者がいない
- 事業の選択と集中をしたい
- 事業承継したいが、個人保証がネック
- 上場以外で創業者利益を得るには？
- 成長スピードを速めたいが、
資本力が追いつかない

お悩みを解決したい方はお問合せください

03-6264-9378 hikitsugi@incgrow.co.jp
(平日10:00~17:00) (24時間受付)

インクグロウ 株式会社 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-7-1 野村不動産日本橋本町ビル 1F



ARISTO高円寺

東京主要路線JR中央線「高円寺駅」から「徒歩1分」の
「新築店舗ビル」に「小額から投資が可能」な商品です。

稼働率
100%
(2020年8月10日現在)

新宿駅へ直通7分
東京駅へ直通20分

*JR中央線「高円寺駅」からの快速利用時
*電車所要時間は平日昼間の所要時間です。曜日・時間帯等により多少異なる場合があります。
高円寺パル商店街

オンライン個別案内会
随 時 開 催 中

どこでも
お気軽に!
アプリ不要!

「QRコードまたはフリーヤダイヤル」より
お申し込みください。

アリスト高円寺 Q検索



<https://www.re-adworks.com/business/aristo/>

■注意事項 ●本商品の契約の種別は不動産特定共同事業法第2条第3項第1号に掲げる不動産特定共同事業契約（民法上の任意組合契約）となり、不動産特定共同事業者であるエー・ディー・ワークスは不動産特定共同事業の当事者となります。●本資料には、有価証券や投資商品に投資するか否かの判断をなすのに必要と考えられる、リスク、運用会社の報酬、利益相反等の重要な事項の開示が不完全であり、いかなる有価証券や投資商品の販売、ならびに投資勧誘を意図するものではありません。●各組合員からの出資金に関する元本保証はありません。●組合事業の損失によっては、当初元本を超えて責任を追う可能性があります。●本資料に記載されている内容は、事前連絡なしに変更されることがあります。●本資料に記載された条件等はあくまでも仮定的なものであり、また本資料はかかる取引を全て特定・示唆するものではありません。●投資判断にあたっては、不動産特定共同事業契約成立前交付書面等を入手熟読され、十分に理解された上で、必要に応じて、独立ファインシャルアドバイザー、顧問弁護士、顧問税理士等に意見を求めるなどし、自らの判断で行ってください。

■対象物件 ●ARISTO高円寺・所在地:東京都杉並区高円寺南三丁目58番22号（住居表示）東京都杉並区高円寺南三丁目983番8（地番）●交通/JR中央・総武線「高円寺駅」徒歩1分
●土地面積（実測）/181.54m² (54.91坪) ●延床面積/433.09m² (131.00坪) ●構造・規模/鉄骨造・地上3階●竣工/2019年11月●稼働率/100% (2020年8月10日現在) ●土地権利:所有権●地目/宅地●用途地域/商業地域●建ぺい率/80%●容積率/500%●現況/賃貸中●引渡し組合組成予定期と同日●取引様態/売主●広告有効期限/2020年9月末
■商品概要 ●募集総額/12億円（税込）●募集総口数/1200口●満室時想定表面利回り/4.24%●満室時想定配当利回り/3.61%●組合組成予定期/2020年12月25日●予定期/15年
●申込単位/1口100万円で5口から●支払期日/予定期/2020年12月18日●財産管理報告/投資家の皆様に「財産管理報告書」を年に一度、2月に送付●計算期間/1月1日から12月31日。但し、初回の計算期間は本組合組成日から2020年12月31日まで●必要経費/出資時には、出資金のほか出資持分に応じた不動産取得税、印紙税等の支払いが必要です。詳細はお問い合わせ下さい。●権利の種類/出資に応じた金銭出資持分●1口当たりの金銭出資持分/1200分の1
※記載の商品概要は次の注意事項に基づいています。①予定期利回りとは賃料收入 ÷ 売買代金（税込）②予定期利回りとは分配金 ÷ 全投資コスト（税込）③賃料收入は現状の月額賃料×12ヶ月で算出④分配金は賃料收入から公租公課、維持管理費、修繕積立金、理事長報酬等を控除後の金額

ARISTO(アリスト)は、株式会社エー・ディー・ワークスが提供する不動産特定共同事業法に基づく不動産小口化商品です。

株式会社 エー・ディー・ワークス

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル5階
不動産特定共同事業許可番号 東京都知事 第96号(2015年2月25日許可取得)

お問い合わせ先

0120-540-949

営業時間:9:00~18:00 (土日、祝日除く)

<https://www.re-adworks.com/>

日本で唯一の『税金の専門新聞社』が本気で選んだ

厳選

実力本位の 会計事務所



- | | |
|-----------------|----|
| ◆ 芦原会計事務所 | 26 |
| ◆ アレシア税理士法人 | 28 |
| ◆ OAG税理士法人 | 30 |
| ◆ JPA総研経営参与グループ | 32 |
| ◆ T・MACKS税理士法人 | 34 |
| ◆ 税理士法人東京会計グループ | 36 |
| ◆ 税理士法人早川・平会計 | 38 |
| ◆ 道下敏光税理士事務所 | 40 |
| ◆ 税理士法人MOVE ON | 42 |
| ◆ 税理士法人向田会計 | 44 |
| ◆ 吉岡マネジメントグループ | 46 |
| ◆ wish 税理士法人 | 48 |
| ◆ 岡野雄志税理士事務所 | 49 |

=順不同=



TAKAMITSU ASHIHARA

事務所データ

●事務所概要
1993年開設

●事務所の特徴

【コロナ禍での業務について】

現在、当事務所では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、完全テレワークを実施しております。このため、たいへん恐縮ではございますが、従来のように、きめ細やかな対応ができるない状態となっております。コロナとの戦いが長期化しますと、テレワークの継続を余儀なくされますので、お客様に対して充分な対応ができるない状態が続いてしまいます。誠に申し訳ございませんが、コロナの感染状況が収束に向かうまでは、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます

●得意分野・業務実績例

相続税評価額の圧縮と資産価値向上を実現する資産組み換えサポート

●所属税理士会

東京税理士会小石川支部

パーソナルデータ

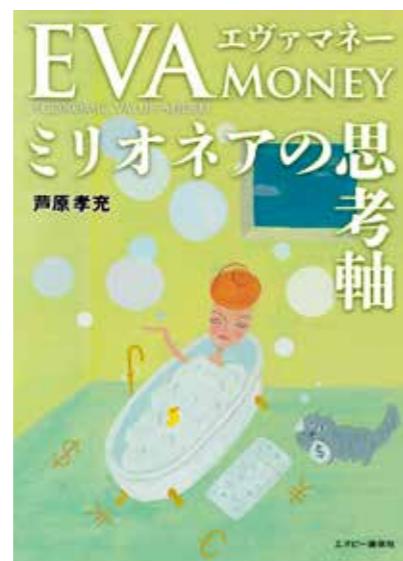
●略歴／慶應義塾大学大学院修了。
経営コンサルティング会社勤務を経て
1993年、芦原会計事務所を開設。富裕層向けの税務コンサルティングに從事。租税訴訟学会会員。主な著書『EVA MONEY ミリオネアの思考軸』(エヌピー通信社刊)

事務所所在地

●芦原会計事務所
〒112-0003
東京都文京区春日2-19-12
小石川ウォールズ6階

ホームページ・アクセス

●URL <http://ashihara-kaikei.com/>



◆著書『EVA MONEY ミリオネアの思考軸』(A5判328頁・エヌピー通信社)／資本主義のメカニズムの根底にある「信用創造」に基づき、ベンチマークに連動した資産の価値が常に上昇する特徴を分かりやすく解説

上、所得税や相続税の増税はもはや「既定路線」といえるでしょう。企業経営者や開業医といった富裕層、そして土地・ビルオーナーなどの資産家は、ますます多大な税負担を強いられていくことになります。

経営の現場では、費用負担の大きな設備や機械などを見直して無駄を省こうと努力しています。家庭でも同様に、省エネに高い関心を持つたり、生命保険を見直したりします。

ならば、税という最大のコストについても無関心でいていいわけがありません。しかし、難しい税金の制度を使つて節税したところで、いった

いどのくらい得をしたのか、なかなか実感がわかないのも事実ではないでしょうか。
いまや、親の資産は100%残せる時代になつた
(著書より)

黒字が出た期末に、慌てて会社のパソコンを新機種に買ったり、営業車を新車に替えたり、営業車を新車にしたりしたご経験はありませんか。

経営を第一に考える社長さんは、どうしても会社にとって必要なアイテム、事業を開発するにあたって役に立つ商品を優先的に購入しようと思います。それは素晴らしい経営感覚ですし、正しい判断だと

言えるでしょう。
しかし、どうせモノを買うのなら、自分が欲しいと思つて気に入ったアイテム、あとでと資産になりえるアイテム、将来的に換金できる商品などをお買い求めになつてもいいのではないか。
「いまや、親の資産は100%残せる時代になつた」私はエヌピー通信社から刊行した自著でこう書きました。
繰り返しになりますが、「ひやかし半分ではなく、本気で相続対策に取り組む資産家、決断し行動に移せるアクティブライト富裕層」に限り、この「時代」を実感できる合理的な手法をコンサルティングさせていただきます。



東京都文京区
税理士
芦原 孝充
あしはら たかみつ

芦原会計事務所

決断し実行に移せる
アクティブな資産家限定の相続コンサルティング



事務所データ

●事務所概要

2015年開設
スタッフ12人（うち税理士・公認会計士5人）

●事務所の特徴

【アレシア税理士法人の5つの特徴】

①低料金：IT化・クラウド化によるコスト削減により記帳や決算などコストを抑えたいお客様にも対応、②節税対策：すべての顧問先に対し決算対策検討会を実施。お客様のご要望に応じ効果的に節税対策を提案、③資金繰り対策：日頃から金融機関と情報交換。金融機関との交渉や紹介、融資に有利な決算書の作成など様々なノウハウを提供、④税務調査：税務調査の際に必ず事前に想定される指摘項目について社内検討会を実施。経験豊富なスタッフが調査に立ち会いご満足いただける結果を約束、⑤専門家とのネットワーク：各専門家とのネットワークはもちろん、店舗展開や不動産投資などを検討されているお客様には専門の不動産業者を紹介しサポート

●得意分野・業務実績例

会社設立、起業・創業支援、医療・飲食・建設業等法人税務、スポーツ選手税務、業務効率化・IT化支援、相続、事業承継、M&A、保険・年金コンサル、各種助成金申請、資金繰り支援、経営改善計画書作成、税務調査対応

●所属税理士会

東京税理士会新宿支部

パーソナルデータ

●出身地／埼玉県川口市

●略歴／サービス（債権回収管理総合事務所）にて債権・不動産を中心としたコンサルティング・登記関連サービスに従事。都内会計事務所にて法人様、個人事業主様、経営者様の決算及び申告（節税対策・税務調査対応・独立開業支援業務を含む）並びに相続税・贈与税申告業務を経験。2015年アレシア税理士法人設立、代表社員税理士就任。クライアント様がより経営に集中できる環境を第一に考え、会計・税務の枠を超えた総合的なご提案とキャッシュフリーリッチになるための資金繰り分析・実行コンサル支援が好評を得ています。主な著書「賢く正しく節税する！会社経営者であれば知つておきたい節税のイロハ」（共著）

事務所所在地

●アレシア税理士法人

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-7-1
エルプリメント新宿202号
電話：03(5362)3750 FAX：03(5362)3751



ホームページ・アクセス

- URL <http://www.lesia.jp/>
- E-mail tamoto@lesia.jp/
- アクセス／東京メトロ新宿三丁目駅 徒歩7分、JR新宿駅徒歩15分



な助言を行うことはもちろん、資金繰りに欠かせない経営計画（経営革新計画）を作成し、金融機関との交渉が有利に進むようアドバイスします。財務体質の改善によって強い経営を実現します。経営者の皆様にとって、事業承継や相続といったテーマは避けた通れないものです。当事務所では散逸株

式の処理問題なども含め、自社株対策での豊富な実績がありますので、税負担的に有利な株価での引継ぎが実現できるようアドバイスさせていたいと思います。また、後継者難はほぼすべての中企業の課題となっていますので、人材の育成や発掘についてもお手伝いします。さらには、業容拡大のためのM&Aだけにとどまらず、事業譲渡というかたちでのM&Aについても、タブー視せずにご提案します。

事業と運用とで増やした財産については、次代に少しでも多く託すために、事前の相続税対策が欠かせません。生命保険の活用、収益不動産の購入、資産の組み換え、生前贈与、自社株対策などなど、「事前」に対策しておかなければならることは山積して

います。
現金・預金や有価証券、金地金をはじめとする貴金属など、資産にはいろいろな種類があります。しかし、相続財産全体の約5割を占めているのは土地です。「日本の相続対策は土地対策にほかならない」と言われるゆえんです。土地対策には時間がかかり、うまくいかないと相続税の納付てしまいます。遺言を書くだけでは相続税対策とは言えません。ぜひ、当事務所にご相談ください。



東京都新宿区

代表社員税理士

田本 啓
た も と
あ き ら

アレシア税理士法人

経営者と同じ視点に立つて対策を提案 税務の枠を超えて経営全般を総合的にサポート



アレシア税理士法人は「情熱・笑顔・努力」を理念に熱意と創造を結集し、顧問先の一生涯を支え続け社会の繁栄に奉仕します。アレシアとラテン語の「アレス」（翼）と「幸せ」の「シア」を組み合わせた造語です。「お客様の翼となり幸せにする」「お客様と共に羽ばたき幸せになる」という想いと情熱が込められています。アレシア税理士法人は皆様の「幸せ」の実現を全力でサポートいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本経済は大きな打撃を受けました。とりわけ日本経済を根底で支える中小事業者への影響は深刻です。また、雇用調整助成金についてのご相談にも応じています。当事務所は、いわば「オーラウンド型」の会計事務所だといえます。顧問先の業種は建設、飲食、医療、ビルオーナー、不動産、プロスポーツ選手、各種学校法人など多

で、経営者の皆様のご苦労は計り知れません。当事務所では、これまでに国が打ち出した、いわゆる「コロナ対策税制」をすべて有効に活用し、顧問先企業様の税負担を可能な限り削減します。また各種の補助金や助成金についても、迅速な申請をお手伝いいたします。また、雇用調整助成金についてのご相談にも応じています。

当事務所は、いわば「オーラウンド型」の会計事務所だといえます。顧問先の業種は建設、飲食、医療、ビルオーナー、不動産、プロスポーツ選手、各種学校法人など多

HIDEO TSURUI

OAG税理士法人 代表社員税理士 鶴井秀雄

事務所データ

●事務所概要

1988年5月創業
2007年1月税理士法人に組織変更
2015年10月本店所在地を市ヶ谷に移転
スタッフ434人（OAGグループ全体）

●事務所の特徴

複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質なプロフェッショナルサービスを提供

●得意分野・業務実績例

事業承継、相続税対策、医療法人、連結納税、IPO支援ほか

●所属税理士会

東京税理士会、関東信越税理士会、近畿税理士会、名古屋税理士会、九州北部税理士会

パーソナルデータ

●生年月日／1957年8月20日

●出身地／愛媛県

●略歴／大学卒業後、一般事業会社の経理部門に勤務したのち、大栄経理学院（現：株リンクアカデミー）にて日商簿記1級、簿記論、財務諸表論の専任講師を務める。2001年、太田・細川会計事務所（現：OAG税理士法人）に入所。法人税部、経営企画部を歴任。株式公開や数多くの企業再編案件を手掛ける。OAG税理士法人の大坂支店長とグループ会社で一部上場企業のコンサル、内部監査を実施する株OAGビジコムの代表を経て、2015年より現職

●セミナー実績（講演テーマ）／『オーナーのための事業承継対策』『今からできる相続対策/事業承継対策』『不動産管理会社を使った節税スキーム』ほか

事務所所在地

●OAG税理士法人

〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2
ホームマットホライゾンビル

電話:03(3237)7500 FAX:03(3237)7510

ホームページ・アクセス



●URL <https://www.oag-tax.co.jp/>
●E-mail info_tax@oag-tax.co.jp



税理士法人を基点としたワンストップサービス
OAG税理士法人は、総合事務所として幅広い事業領域を持ち、医療法人に特化したチームや、相続税の生前対策に特化したチーム、資本政策チームや、相続税の生前対策に特化したチームなど各分野のスペシャリストが在籍しています。

また、このスペシャリストたちは、グループ12社のそれぞれの強みを把握しており、スムーズな連携によるワンストップサービスを提供しています。

事業承継であれば、OAG税理士法人とグループ内の経

営支援の専門チームが連携して多様なケースに柔軟に対応しています。

具体的には、OAG税理士法人にて自社株式の評価や後継者への移転コストの抑制、事業承継税制の活用などを検討してきます。最近では少數株主対策のニーズが高まっていますので、分散した株式の集約や買取り、整理方法もニーズに合わせて対応しています。このような財産の承継に必要な提案は、創業30年超・年間850件以上の相続税申告で培ってきた財産に関するノウハウや経験値を最大限に活かして最適な解を導き出しています。その後、情報

創業30年超とお客様のニーズを追求した実績

OAG税理士法人は、お客様が本来持っている力を最大限に活かすためには何ができるのかを追求し、お客様の期待を超えるサービスを提供し続けることで創業30年を迎えることができました。

時代の変化に伴い、お客様の多様化するニーズに応えるため、お客様に寄り添うことによって事業の幅を広げてきました。個人・法人の規模は問わず、「お客様の成長を支援し、『力あるもの』を創る」ことを理念に、高品質なサービスを提供し続けています。OAG税理士法人は、今後も長年培われたノウハウと柔軟性を活かし、お客様のニーズに応えています。



代表社員税理士
鶴井秀雄

東京都千代田区

OAG税理士法人

事業承継をオーナーの個人資産と経営の両面から支援する総合事務所



事務所データ

- 事務所概要 1966年2月設立
- 事務所の特徴 総合法務・税務・労務・行政・企業経営の悩みごと、困りごとを全面的にバックアップ
- 得意分野・業務実績例 法人税務、国際税務、相続、事業承継、M&A、保険・年金・労務、起業支援、各種助成金申請、資金繰り支援、経営改善計画書作成など
- 所属税理士会 東京税理士会・東京地方税理士会・東北税理士会

パーソナルデータ

- 生年月日 / 1941年6月
- 出身地 / 福島県二本松市大塙
- 略歴 / 1965年3月中央大学商学部卒業。同年8月税理士試験合格。1966年2月神野税務会計事務所開設。1976年1月株式会社日本パートナー会計事務所設立、代表取締役社長就任。1997年8月株式会社日本パートナー会計事務所代表取締役会長
- 執筆・セミナー実績など / 『一億総活躍国民と為政者による日本国家再生の経営維新』(高木書房)、『TKC全国会員に学ぶ中小企業の経営維新』(高木書房)など多数

事務所所在地

- JPA総研グループ 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-3 新お茶の水ビルディング17階 電話 : 03(3295)8477 FAX : 03(3293)7944

ホームページ・アクセス

- URL <https://www.kijpa.co.jp>
- E-mail jpa@tkcnf.or.jp
- アクセス / JR御茶ノ水駅徒歩1分



①エンディング相続対策指導
②行政書士法人・JPA財産
③社労士法人・パートナーバンク21社による人財採用、育成、派遣支援
④経営管理士・JPA国際コンサルタンツ社による海外進出、投資および事業承継、M&Aプロ指導
⑤危機管理士・危機管理コンサルタンツ社による企業防衛、超リスクマネジメント支援

令和元年を期して、JPA総研グループは会計事務所から「経営参与事務所」へと脱皮、JPA総研経営参与グループとして変身、成長、発展を目指し、力強くスタートしています。



今こそ
新型コロナショックを
乗り切る決意を
「計画経営」を
創業の精神で全力投球

100年に一度の危機とも
言うべき新型コロナ不況を、
全社員の力を合わせて乗り切
る決意で取り組みます。その
秘訣、それは「顧問先を一社
も潰さない!」「潰させない!」
と今こそ不退転の決意をする
ことです。



他に先駆けて実行したところ
であります(2020年8月
現在80%)。今後は、創業時的心意氣で
顧問先企業の社長が取り組む
販売や営業の对外業務一般と
既に先駆けて実行したところ
であります(2020年8月
現在80%)。今後は、創業時的心意氣で
顧問先企業の社長が取り組む
販売や営業の对外業務一般と

JPA総研綜合未来ビジョン、それは経営参与グループによる5大専門家、国家資格者によるおもてなしサービスで、その5大業務は次の通りです。

①税理士法人・日本パートナーバンクによる「計画経営」を全効率で取り組む「計画経営」を全効率で取り組む
②行政書士法人・JPA財産
③社労士法人・パートナーバンク21社による人財採用、育成、派遣支援
④経営管理士・JPA国際コンサルタンツ社による海外進出、投資および事業承継、M&Aプロ指導
⑤危機管理士・危機管理コンサルタンツ社による企業防衛、超リスクマネジメント支援

東京都千代田区

JPA総研 経営参与グループ

代表・法学修士・税理士・社会保険労務士・行政書士
神野 かみの
宗介 そうすけ



国家資格者・専門家がさまざまな問題をワンストップで解決

YOSHINORI SAKAI / MARI YONEMITSU

税理士法人 東京会計グループ
社員税理士 坂井欣典／税理士・行政書士 米満まり

事務所データ

- 代表社員税理士・行政書士 梶山 春男
- 事務所概要

1987年梶山会計事務所として開業。1989年東京会計株式会社設立。1998年TAC熊本校運営。2006年税理士法人化、税理士法人東京会計グループ設立。2020年現在、東京・福岡・熊本・八代・人吉を拠点に活動。

スタッフ28人(税理士9人、税理士資格者1人、税理士科目合格者4人、米国税理士1人、社会保険労務士3人、行政書士4人)

●事務所の特徴

個人事業主から公益法人・医療法人まで幅広く対応。東京に本社を置き、福岡・熊本(八代・人吉含む)を拠点とし、クラウドやWebを活用して幅広い地域で関与先の要望に応えています

●得意分野・業務実績例

公益法人等及び医療法人の会計・税務から運営全般、クラウド会計

●所属税理士会

東京税理士会、九州北部税理士会、南九州税理士会

パーソナルデータ

坂井 欣典(さかい・よしのり)

- 生年月日／1978年1月18日
- 出身地／鹿児島県薩摩川内市

●略歴／熊本大学文学部卒、2010年税理士試験合格。福岡を中心に全国各地のクライアントに対応。公益法人向けセミナーでの講演、寄稿多数。「クラウド会計活用ガイド第一編・第二編」(電子書籍)

米満まり(よねみつ・まり)

- 生年月日／1977年2月5日
- 出身地／熊本県熊本市

●略歴／鹿児島大学農学部卒、2009年税理士試験合格、2018年より熊本県公益認定等審議会委員。「Q&Aでわかる公益法人の会計と税務」「Q&Aでわかる公益法人の決算書・税務申告書作成」(いずれもTAC出版)

事務所所在地

●税理士法人東京会計グループ

〒102-8411 東京都千代田区一番町19
全国農業共済会館別館
電話：03(3265)8331 FAX：03(3265)8333



ホームページ・アクセス

- URL <https://www.tokyokaiseigroup.com>
- E-mail totac-a@msj.biglobe.ne.jp



東京都千代田区

税理士法人 東京会計グループ

坂井 欣典 / 税理士・行政書士 米満まり



う時に移行申請が進んでいなかつた公益法人からの依頼がありました。申請が期限までに間に合わない場合は、法人が解散になるので、プレッシャーは大きかったですが、申請期限にぎりぎり間に合い、「答申書」が行政庁から届いたときにクライアントが喜んでいらした表情は今でも忘れられないですね。

坂井 公益法人の設立から携わり、設立後にその法人に財産を寄贈された方の「措置法40条申請」の承認が下りたときです。複数の会計事務所からできないと言われたそうですが、話を聞いてみて、対応できるかな、と

坂井 私自身は素人同様でこの事務所の門戸を叩いてから運よく税理士になり、全国各地の色々な考え方や価値観を持つ人と出会えたことが貴重な体験でした。当事務所にも税理士を目指しながら、働く次の世代がいます。仕事は厳しい面もありますが、やりがいもあります。後進にも自分と同じ貴重な体験が出来るようになって貰いたいと考えています。

——東京会計Gの特徴は？
坂井 創業33年の会計事務所で、スタッフ28人中、税理士・税理士有資格者が10人。税理士は全員が税理士試験5科目合格者で、そこで税理士一人ひとりが興味を持った専門の分野に挑んでいける環境にあるのが特色です。また、2016年より同グループに社労士法人も設立し、会計・税務・労務に関するお客様へのワンストップサービスの提供が可能になりました。

本社は東京都千代田区にあり、九州に支店が4拠点あります。現時点で約140件、PCAの

クラウドを活用して地域に限定しない広域的な業務を行っています。その他にもファインテック、RPAなどを活用し、事務所全体で一步先を意識した効率化を常に目指しています。

私の場合、九州の福岡事務所をメインとし月のうち1週間は東京勤務をしながら、北海道から徳之島までをカバー。民間企業から公益法人までクラウドを活用して対応しています。

米満 会計事務所として的一般的な業務だけでなく、相続税業務、公益法人等及び医療法人の支援業務など、それぞれの税理士が担当して専門色を打ち出しています。私は税理士になつて10年程ですが、公益法人及び医療法人の顧問先をもてるようになりました。

——印象に残っている案件は？
米満 公益法人のような専門的な分野を担当していると、クラウドを利用した会計ソフトの設定・操作も含めた会計処理業務・税務申告業務、さらに行政への報告・申請まで全体的に携わることで、公益法人や医療法人の顧問先をもてるようになりました。

——印象に残っている案件は？
米満 公益法人の支援業務をメインに担当しています。運営の相談から

クラウドを利用した会計処理業務・税務申告業務、さらに行政への報告・申請まで全体的に携わることで、公益法人や医療法人の顧問先をもてるようになりました。

——印象に残っている案件は？
米満 公益法人の支援業務をメインに担当しています。運営の相談から

クラウドを利用した会計処理業務・税務申告業務、さらに行政への報告・申請まで全体的に携わることで、公益法人や医療法人の顧問先をもてるようになりました。

YOSHIAKI TAIRA

税理士法人早川・平会計 代表社員 公認会計士・税理士・行政書士 平善昭

事務所データ

●事務所概要

1983年 早川善雄税理士事務所を四谷で開業
1995年 平公認会計士事務所を東神田で開業
2002年 税理士法人早川・平会計設立
2009年 神田司町に移転
2012年 平行政書士事務所を開設
スタッフ18人

●事務所の特徴

私たちは相続人の幸せをいかに実現するかを考え、ていねいなヒアリングを行い相続人全員が不自由なく事業や生活を営める対策を講じます。確認や納得のためのセカンドオピニオンとしてもご相談ください

●得意分野・業務実績例

上場会社、オーナー会社などの節税対策、相続対策、相続税の節税対策など

●所属税理士会

東京税理士会神田支部

パーソナルデータ

●生年月日 / 1963年8月6日

●出身地 / 山形県

●略歴 / 1986年明治大学商学部卒業、同年サンワ等松青木監査法人入所（現、有限責任監査法人トーマツ）。1995年同上退社、平公認会計士事務所開設。主な著書『会社の設立・資金繰り・申告・節税、全部これ1冊でわかります』（あさ出版）、『相続の税金と対策これだけ知つていれば安心です』（同）など。2014年「相続対策セミナー」、2015年「マイナンバー対策セミナー」、2017年「1人社会保険労務士法人の税務」（社会保険労務士会主催）など講演多数

事務所所在地

●税理士法人早川・平会計

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-10 安和司町ビル2階
電話 : 03(3254)2171 FAX : 03(3254)2174

ホームページ・アクセス

●URL① <http://www.ht-souzoku.com>●URL② <http://www.ht-tax.com>

●E-mail support@ht-tax.com

●アクセス / JR神田駅徒歩5分・東京メトロ淡路町駅徒歩1分



①

②



▲「お客様の立場に立って物を見つめ、真実を探求し、ともに考え、そして行動する」を企業理念に私共はお客様の発展に尽くし、お客様とともに歩んでまいります

「セカンドオピニオン」です。税理士の提案が最善なのか、これが相続人にとつて一番の選択なのか、疑問に思うことがあります。一般的の方が自らの手で確認するのには困難です。当事務所では、当社に迷惑をかけられることなく、申告書や資料を精査し、あらたな提案を行います。前段の例では、

当事務所で精査した結果、前税理士の計算間違いを発見いたしました。さらに相続人それぞれの状況と、二次相続を考えて、役員貸付金はお母様が相続、子どもたちが現金を相続という形に落ち着き、全員に納得いただきました。相続税申告期限は、被相続人死亡から10ヶ月以内。相続人が依頼していた税理士があまりに駆け込んでくることもあります。このような締め切り間際でも対応し、分割案についてのコメントを出してご納得いただいた例もあります。

相続人も税理士も、とにかく早くわかりやすい方法で処理してしまうと、将来問題になるケースがあります。土地の相続で起こりがちなのが、相続税を安くするために相続人數分の小さい土地に分けて相続し、小規模宅地の特例を使う方法です。しかし、あまりにも小さいと将来その土地を活用したいときに使いよう、売りようがなく困ります。

談は無料となっています。当事務所では、初回にかなり深入りしてお話を伺います。ご相談にいらした方は、ピンポイントで聞きたいことがあるかもしれません、相続人の皆様の幸せを考えるには、詳細な情報が必要となるからです。ていねいなヒアリングが、皆様の幸せな相続の実現に必ずお役に立てると思うからこそ、皆様から信頼され多数のご依頼を受けております。



創業から30年以上、神田に事務所を置く当事務所は相続に関する案件を年間120件以上担当しています。私共の特徴は、すでに税理士が着手した案件もセカンドオピニオンとして精査することです。その結果、節税や資産確保ができたお客様がたくさんいらっしゃいます。

「節税と低料金が最優先の方はご遠慮ください」とはつきり申し上げております。私たちは相続人の幸せをいかに実現するかを考えます。相続税を減らすことは重要ですが、

たとえば一次相続の場合、二次相続の場合を考えずに入ると、二次相続時に支払えないほどの高い相続税が課せられることがあります。どのような対策を取るにしても、もちろん推定相続人、相続人の合意が必要です。そのため当事務所では、ていねいなヒアリングを行い相続人全員が不自由なく事業や生活を営める対策を考えています。



東京都千代田区

相続税の専門家であり調整役。相続人みんなの幸せを目指す
早川・平会計

代表社員 公認会計士・税理士・行政書士

平善昭
たいら よしあき相続人の声に耳を傾ける
ていねいなヒアリングで相続人の声に耳を傾ける相続人の声に耳を傾ける
ていねいなヒアリングで相続人の声に耳を傾ける

TOSHIMITSU MICHISHITA

事務所データ

●事務所概要

2002年開設

●事務所の特徴

当事務所はスタッフ2名の小さな事務所です。大きな事務所はスタッフが顧客対応するかもしれません、当事務所は所長税理士である私が直接、貴方と打ち合わせをしますので、品質が落ちることはありません。経営の後押しをするコーチ役として、当事務所を使いいただければと思います。

●得意分野・業務実績例

中小企業のお金を月商の3倍以上にするために経営者との未来形計画作成と行動計画作成とその改善アドバイス、中小企業の資金繰り改善支援、中小企業の資金調達支援、税務調査相談と対応、資産1億円以下の相続税申告業務

●所属税理士会

東京税理士会豊島支部

パーソナルデータ

●生年月日／1965年2月1日

●出身地／石川県七尾市

●略歴／石川県立七尾高等学校卒業。主な著書『税理士が知っておきたい中小企業の財務改善ノウハウ』(第一法規、共著)、『社長、税務調査の損得は税理士で決まる!』(あさ出版、共同出版)など多数

事務所所在地

●道下敏光税理士事務所

〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-44-10
タイガースビル10階
電話：03(6907)7050
FAX：03(6907)7051

ホームページ・アクセス

●URL <https://www.ikebukuro-consulting.com/>

●E-mail smile4.t-michi@citrus.ocn.ne.jp
●アクセス／JR池袋駅徒歩5分



出版活動も積極的に行っています。主な著書『税理士が知っておきたい中小企業の財務改善ノウハウ』(第一法規、共著)、『社長、税務調査の損得は税理士で決まる!』(あさ出版、共同出版)など多数

それは事実です。しかし、大きな事務所だと税理士ではなく、スタッフが経営者と打ち合わせをするのではなく、どうか。月商の3倍以上のお金が増やすようなアドバイスができるノウハウを、スタッフ全員が持つていれば良いですが、なかなか難しいのではないかでしょうか。当事務所は私が直接、貴方と打ち合わせをしますので、品質が落ちることはありません。どうかご安心ください。連絡して良かっただと思つてもらえるはずですよ。どうぞ当事務所へご連絡ください。

税務調査については、調査官が出す問題点について、どう対処すれば問題を少なくし

て終わらせることができるのか、そのポイントを把握しています。ただし、脱税をしている会社は助けられませんし、助けるつもりもありません。ご理解ください。

税務は白と黒でハッキリ分けられるものの方が少なく、ほとんどがグレーの事案です。それについての対処の仕方を知っているかどうか、税務調査への対応の差は、たつたそれだけです。調査対応に不満を感じたことがあれば、調査対応だけでも税理士を変えてみるのもひとつ的方法です。税務調査は税理士しか立ち会えない仕事です。税理士のスキルや経験の違いが端的にあります。連絡して良かつたと思つてもらえるはずですよ。どうぞ当事務所へご連絡ください。



貴社のお金（銀行預金）を月商の3倍以上にしましょう！

会社経営者の仕事とはなんでしょうか？

その中の一つにお金を増やすことがあります。当事務所では、会社の命であるお金をいかに増やしていくのかだけに絞って支援をしています。新型コロナウイルスの感染が拡大する以前より、どのようにしたら儲かるか、お金を増やすか、だけに絞って、中小企業経営者様とデータに基づき打ち合わせをしてきました。データとは「試算表」と「未来計画表」です。

経営の後押しをするコーチ役として、当事務所をお使いいただければと思います。会社が利益を出し続ければ、当然儲かり、その結果お金もどんどん増えていきます。お金

が、あると安心して経営ができます。次の事業投資も安心してできることが多くなります。お金を増やす支援業務が当社が幸せになり、経営者も幸せになると思っています。このお金を使って、経営者にはいかを示して欲しい、お金はいかまで投資として使っていい……。当事務所では、経営のそんな悩みを試算表と未来計画表等を使って解決したいと思っています。

経営の後押しをするコーチ役として、当事務所をお使いいただければと思います。会社が利益を出し続ければ、会計事務所業界では「未来計画表」などの資料を使って社が利益を出し続けられれば、会社が利益を出し続けます。そのため、お金を増やす支援をしていくことになります。そのため、お金を増やす支援をしていく事務所も多いとは言えな

東京都豊島区

道下敏光税理士事務所



KENJI MAGOSAKI

税理士法人MOVE ON 代表税理士 孫崎 健次

事務所データ

- 沿革 平成13年税理士登録、平成24年税理士法人MOVE ON設立、平成27年一般社団法人MUSCLE and MONEY設立
- 事務所の特徴 創業支援・会社設立、日々の経理・会計支援、決算・税務申告、資金調達、体幹経営コンサルティング等幅広く対応をさせていただいております。親切・丁寧な対応をお約束いたします
- 得意分野 法人税務、事業承継、起業支援、各種助成金申請、資金繰り支援、経営改善計画書作成、税務調査対応、企業再生、その他個別コンサルティング
- 所属税理士会 北陸税理士会福井支部
- スタッフ数 15人（税理士2人）

パーソナルデータ

- 生年月日／1965年
- 出身地／福井県福井市
- 略歴／北海道大学中退（その後、スキノ学部金肉学科卒）
- セミナー／天使と悪魔による超実践経営塾
- 趣味／自分を追い込むこと
- 好きな言葉／知行合一

事務所所在地

- 税理士法人MOVE ON 〒910-0851 福井県福井市米松2-13-1 小町ビル1階 電話：0776(53)6540 FAX：0776(53)7856

ホームページ・アクセス

- URL <https://www.moveooon.jp>
- E-mail info@moveooon.jp
- アクセス／えちぜん鉄道福井口駅、越前開発駅



「在になつてもらうこと」です。お客様はなぜ、私たちの事務所に来てくれたのでしょうか？納税額を確定するためだけではないはずです。私たち、パートナー企業が数多くのライバル企業から抜きん出る存在になるよう、求められるニーズに応えるための努力とその貢献をし続けることが使命です。

②**ビジョン**…私たちのビジョンは「世界一従業員満足度の高い会社を目指すこと」です。私たち、勝つことがすべてではなく、勝つことをを目指すことが素晴らしい結果が良くて自分を見つめ、そして自分をまた成長させていく。こ

れこそが、自分自身を進化成長させる、極めて大切なことだということを知っています。③**バリュー**…私たちのバリューは「お互いの意見を出し合って、そして認め合うことこそが、組織が一丸となって進むために必要なこととわかつていること」です。

私たち「人」が皆違うことを理解しています。組織とは、その「人」の違いを最大限に活かしてこそ存在意義があることを知っています。その存在意義は、互いに成長していくその先にあるのだ、ということも分かっています。

私はフリーターとして生きた過去があります。ちゃんと生きていた時です。そんなと生きても諸先輩に本当に多くのことを教えていただきました。感謝してもらいません。だからこそ今の私があります。今度は私がお返しする番です。私たちスタッフ全員が培ってきた経験、知識を総動員して、お客様に提供して、社長人生の喜びを感じて欲しいです。税金のほとんどは民間が経済活動を行ったことで発生しています。社長の血と汗は日本を動かしている源泉と言つても過言ではない。税金が無きや、世の中は何も動きません。その税金を無駄遣いする政治家・公務員が多くて嫌になりますが…。



代表税理士
孫崎 健次

税理士法人 MOVE ON

人は筋力・会社は金力・社長は炎力

福井県福井市

孫崎健次とは？

高校卒業後、地元から離れたという単純な理由から希望の学部に進めなかつたため2年で中退。その後フリーーターとして生き、北海道を皮切りに各地を3年ごと南下して、沖縄で死ぬことを決意。北海道ではスキノのワインショップで働き、3年後岩手の牧場で働く。次はどこへ行こうか思案中に、親の病気により福井へ戻ることに。

親が税理士だったこともあります。一念発起し平成13年に税理士に。現在は税理士法人MOVE ONの代表と一般

社団法人MUSCLE and MONEYの代表を務めています。

私たち税理士法人MOVE ONは、企業経営に特化した会計事務所です。

成長段階に応じたベストサ

ポートを約束します。

今、あなたの会社は成長曲

線のどこにいるでしょうか。

導入期？成長期？成熟期？衰

退期？

この4期には、それぞれに

打つべき定石があります。

私たち融資相談や資金調

達のお手伝いはもちろん、「体

幹経営で企業支援

」と呼んでいます。「体幹経営」とは、会社の健康を、あなたの体と見なして、希望の学部に進めなかつたため2年で中退。その後フリーーターとして生き、北海道を皮切りに各地を3年ごと南下して、沖縄で死ぬことを決意。北海道ではスキノのワインショップで働き、3年後岩手の牧場で働く。次はどこへ行こうか思案中に、親の病気により福井へ戻ることに。

親が税理士だったこともあります。一念発起し平成13年に税理士に。現在は税理士法人MOVE ONの代表と一般

社団法人MUSCLE and MONEYの代表を務めています。

私たち税理士法人MOVE ONは、企業経営に特化した会計事務所です。

成長段階に応じたベストサ

ポートを約束します。

今、あなたの会社は成長曲

線のどこにいるでしょうか。

導入期？成長期？成熟期？衰

退期？

この4期には、それぞれに

打つべき定石があります。

私たち融資相談や資金調

達のお手伝いはもちろん、「体

幹経営で企業支援

」と呼んでいます。「体幹経営」とは、会社の健康を、あなたの体と見なして、希望の学部に進めなかつたため2年で中退。その後フリーーターとして生き、北海道を皮切りに各地を3年ごと南下して、沖縄で死ぬことを決意。北海道ではスキノのワインショップで働き、3年後岩手の牧場で働く。次はどこへ行こうか思案中に、親の病気により福井へ戻ることに。

親が税理士だったこともあります。一念発起し平成13年に税理士に。現在は税理士法人MOVE ONの代表と一般

社団法人MUSCLE and MONEYの代表を務めています。

私たち税理士法人MOVE ONは、企業経営に特化した会計事務所です。

成長段階に応じたベストサ

ポートを約束します。

今、あなたの会社は成長曲

線のどこにいるでしょうか。

導入期？成長期？成熟期？衰

退期？

この4期には、それぞれに

打つべき定石があります。

私たち融資相談や資金調

達のお手伝いはもちろん、「体

幹経営で企業支援

」と呼んでいます。「体幹経営」とは、会社の健康を、あなたの体と見なして、希望の学部に進めなかつたため2年で中退。その後フリーーターとして生き、北海道を皮切りに各地を3年ごと南下して、沖縄で死ぬことを決意。北海道ではスキノのワインショップで働き、3年後岩手の牧場で働く。次はどこへ行こうか思案中に、親の病気により福井へ戻ることに。

親が税理士だったこともあります。一念発起し平成13年に税理士に。現在は税理士法人MOVE ONの代表と一般

社団法人MUSCLE and MONEYの代表を務めています。

私たち税理士法人MOVE ONは、企業経営に特化した会計事務所です。

成長段階に応じたベストサ

ポートを約束します。

今、あなたの会社は成長曲

線のどこにいるでしょうか。

導入期？成長期？成熟期？衰

退期？

この4期には、それぞれに

打つべき定石があります。

私たち融資相談や資金調

達のお手伝いはもちろん、「体

幹経営で企業支援

」と呼んでいます。「体幹経営」とは、会社の健康を、あなたの体と見なして、希望の学部に進めなかつたため2年で中退。その後フリーーターとして生き、北海道を皮切りに各地を3年ごと南下して、沖縄で死ぬことを決意。北海道ではスキノのワインショップで働き、3年後岩手の牧場で働く。次はどこへ行こうか思案中に、親の病気により福井へ戻ることに。

親が税理士だったこともあります。一念発起し平成13年に税理士に。現在は税理士法人MOVE ONの代表と一般

社団法人MUSCLE and MONEYの代表を務めています。

私たち税理士法人MOVE ONは、企業経営に特化した会計事務所です。

成長段階に応じたベストサ

ポートを約束します。

今、あなたの会社は成長曲

線のどこにいるでしょうか。

導入期？成長期？成熟期？衰

退期？

この4期には、それぞれに

打つべき定石があります。

私たち融資相談や資金調

達のお手伝いはもちろん、「体

幹経営で企業支援

」と呼んでいます。「体幹経営」とは、会社の健康を、あなたの体と見なして、希望の学部に進めなかつたため2年で中退。その後フリーーターとして生き、北海道を皮切りに各地を3年ごと南下して、沖縄で死ぬことを決意。北海道ではスキノのワインショップで働き、3年後岩手の牧場で働く。次はどこへ行こうか思案中に、親の病気により福井へ戻ることに。

親が税理士だったこともあります。一念発起し平成13年に税理士に。現在は税理士法人MOVE ONの代表と一般

社団法人MUSCLE and MONEYの代表を務めています。

私たち税理士法人MOVE ONは、企業経営に特化した会計事務所です。

成長段階に応じたベストサ

ポートを約束します。

今、あなたの会社は成長曲

線のどこにいるでしょうか。

導入期？成長期？成熟期？衰

退期？

この4期には、それぞれに

打つべき定石があります。

私たち融資相談や資金調

達のお手伝いはもちろん、「体

幹経営で企業支援

」と呼んでいます。「体幹経営」とは、会社の健康を、あなたの体と見なして、希望の学部に進めなかつたため2年で中退。その後フリーーターとして生き、北海道を皮切りに各地を3年ごと南下して、沖縄で死ぬことを決意。北海道ではスキノのワインショップで働き、3年後岩手の牧場で働く。次はどこへ行こうか思案中に、親の病気により福井へ戻ることに。

親が税理士だったこともあります。一念発起し平成13年に税理士に。現在は税理士法人MOVE ONの代表と一般

社団法人MUSCLE and MONEYの代表を務めています。

私たち税理士法人MOVE ONは、企業経営に特化した会計事務所です。

成長段階に応じたベストサ

ポートを約束します。

今、あなたの会社は成長曲

線のどこにいるでしょうか。

導入期？成長期？成熟期？衰

退期？

この4期には、それぞれに

打つべき定石があります。

私たち融資相談や資金調

達のお手伝いはもちろん、「体

幹経営で企業支援

」と呼んでいます。「体幹経営」とは、会社の健康を、あなたの体と見なして、希望の学部に進めなかつたため2年で中退。その後フリーーターとして生き、北海道を皮切りに各地を3年ごと南下して、沖縄で死ぬことを決意。北海道ではスキノのワインショップで働き、3年後岩手の牧場で働く。次はどこへ行こうか思案中に、親の病気により福井へ戻ることに。

親が税理士だったこともあります。一念発起し平成13年に税理士に。現在は税理士法人MOVE ONの代表と一般

社団法人MUSCLE and MONEYの代表を務めています。

YASUSHI MUKAIDA

税理士法人向田会計 代表社員 向田 靖

事務所データ

●事務所概要

1972年開業

スタッフ21人(うち税理士2人)ほか提携
税理士2人

●事務所の特徴

「お客様の為に行動し、共に成長・発展すること」を方針に、お客様ひとりひとりに対するトータルコンサルティングサービスを目指して、『お客様第一主義』をモットーに、専門知識と外部ネットワークとの連携により、お客様が抱える問題の解決に全力で取り組んでいます

●得意分野・業務実績例

相続、医業経営支援に専門的知見あり。
相続・贈与税申告、相続対策、事業承継
並びにM&A、相続手続きに関する相談と
支援、医業及び介護事業の開業支援（開
業地選定から資金調達、人事採用支援ま
で）、病・医院の事業承継とM&A支援

●所属税理士会

関東信越税理士会

パーソナルデータ

●生年月日／1959年

●出身地／群馬県桐生市

●略歴／法政大学経済学部卒業、東洋大学
大学院経営学研究課修了課程修了

1983年4月 向田税務会計事務所 入所

1989年5月 税理士登録

1992年7月 株式会社向田会計事務所／
代表取締役就任1998年6月 行政書士資格取得／行政書
士向田靖事務所設立2003年3月 医業経営コンサルタント資
格取得2006年8月 税理士法人向田会計 発足／
代表社員就任

事務所所在地

●税理士法人向田会計

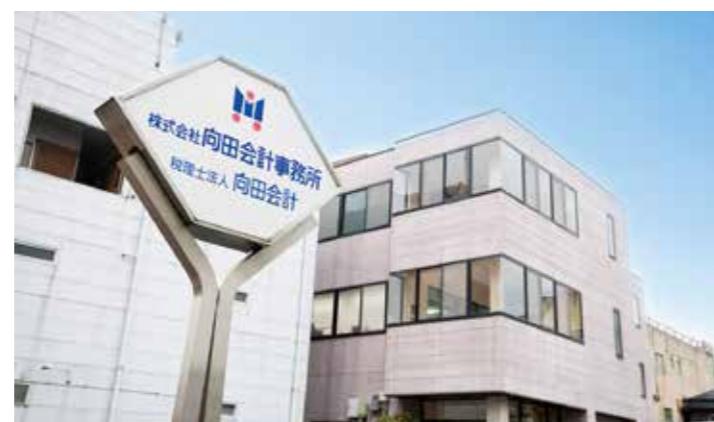
〒376-0045

群馬県桐生市末広町6-10 MSビル2階

電話：0277(45)2160

FAX：0277(45)2161

ホームページ・アクセス

●URL [https://www.
mukaida-kaikei.co.jp](https://www.mukaida-kaikei.co.jp)●E-mail mukaida@
mukaida-kaikei.co.jp●アクセス／JR桐生駅
徒歩1分

群馬県桐生市
代表社員 向田 靖
むかいだ やすし

方針は「お客様の為に行動し、共に成長・発展すること」

税理士法人向田会計



医師、歯科医師、介護事業に携わる方々に親身になって、開業地の土地探しに始まり、事業計画の策定から銀行との融資交渉、スタッフの採用、広告戦略、開業後の税務・会計の指導まで懇切丁寧にサポートしています。

医院の開業支援をするに当たって最初に行う開業地の選定では、人口統計データや競合となる病・医院の情報等とともに診療圏の需要予測を行います。その後、建築業者や医療機器メーカーに見積もりを取り初期投資額を算出、需要予測を作成します。この経営計画書を持参し、銀行に融資を取り組んでいます。

相続対策
コンサルティング

友好的M&A
マッチングサポート

顧問先様の友好的なM&Aを実現して頂くためにマッチ

を申し込みます。開業医であれば無条件に融資が下りるような時代ではなく、このように綿密に計算し、収支に問題が無いことを銀行にも認めさせが必要があります。こうしたことはこれから開業しようという医師本人にはハードルが高く、我々のコンサルティングが求められています。もちろん、開業後も月次決算書を通じ、毎月の損益状況・財産状況並びに今後の資金の流れを明確にお伝えし解説させて頂いています。

円満に相続ができるよう相続対策支援をしています。まず相続税がどれくらいかかるかの算定から始まり、生前贈与等を活用した対策を提案したうえで、申告書作成・提出までのトータルサポートをしています。どういった形で配分していくのかや、土地の評価が高く相続時に支払う納税資金が足りないなど、相続が発生する前に対策を考えておくことがスムーズに相続をする鍵になります。

相続や医業を含む事業支援、M&Aにご関心のある方は是非ご相談ください。

当事務所は、1970年7月に向田会計事務所として開設したのが始まりで、おかげさまで2020年に創業50年を迎えることができました。この50周年の年を新たなスタート地点と位置付け、お客様のサポートにスタッフ一丸となつて取り組んでいく所存です。

「お客様の為に行動し、共に成長・発展すること」を事務所方針に掲げ、「税務・財務」「相続」「医業及び介護コンサルティング」の3分野をメインにお客様のサポートを

展開しています。

税務・会計・監査・コンサルティング業務を通じて、お客様の企業経営を完全にサポートします。特に『未来会計』に力を入れており、企業の5カ年経営計画・単年度経営計画策定支援により、お客様と「今」を見つめ直し、「未来」を切り開く、先見経営の導入に当たっています。

『お客様第一主義』をモットーに、専門知識と外部ネットワークとの連携により、お客様が抱える問題の解決に全

力で取り組んでいます。税理士法人向田会計では、月次決算の完全実施により、月次で現状を把握した上で問題点を浮き彫りにし、社長と共に解決策を検討していく総合的なサポートを展開しています。毎月の訪問と月次決算書の作成・分析により、現状把握と問題提起をします。キヤツシユフローを月次で目に見え形で早期に提供することで、社長の思い描く中期的な計画やそれを具体化・細分化した單年度計画に落とし込むことが可能になります。

士法人向田会計では、月次決算を把握した上で問題点を浮き彫りにし、社長と共に解決策を検討していく総合的なサポートを展開しています。毎月の訪問と月次決算書の作成・分析により、現状把握と問題提起をします。キヤツシユフローを月次で目に見え形で早期に提供することで、社長の思い描く中期的な計画やそれを具体化・細分化した單年度計画に落とし込むことが可能になります。

事業譲渡、譲受の双方に最善となるアドバイスを行います。これら相続対策支援やM&Aマッチングサポートにも自信を持っておりますが、相続税の発生やM&Aの案件は都市部が圧倒的に多く、東京近郊に支店がない現状に歯がゆさを感じています。現在も東京にお客様がおりますが、近くに支店があればより安心して相談して頂けるのではないかと思い、桐生の地域密着の強みはそのままに東京近郊への進出も考えています。

相続や医業を含む事業支援、M&Aにご関心のある方は是非ご相談ください。

事業譲渡、譲受の双方に最善となるアドバイスを行います。これら相続対策支援やM&Aマッチングサポートにも自信を持っておりますが、相続税の発生やM&Aの案件は都

YUUSHI OKANO



事務所データ

- 事務所概要 スタッフ83人(税理士1人)
- 事務所の特徴 相続専門の税理士事務所。法人税・所得税に関する業務は行っていない
- 得意分野・業務実績例 相続
- 所属税理士会 東京地方税理士会神奈川支部

パーソナルデータ

- 生年月日 / 1971年6月4日
- 出身地 / 千葉県成田市
- 略歴 / 千葉県立佐倉高等学校卒業。早稲田大学商学部卒業
- 執筆・セミナー実績など / 「無料相続税申告ソフトを使って自分で相続税の申告ができる本」(幻冬舎)、「相続専門税理士が教える相続税の税務調査完全対応マニュアル」(幻冬舎)、「土地評価を見直せば相続税はビックリするほど安くなる」(あさ出版)など多数

事務所所在地

- 岡野雄志税理士事務所 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-18 日経第18ビル9階 電話 : 045(620)4414 / 0120(590)523 FAX : 045(620)4416

ホームページ・アクセス

- URL <https://www.souzoku-zei.jp>
- E-mail info@souzoku-zei.jp
- アクセス / JR新横浜駅徒歩2分、横浜市営地下鉄新横浜駅徒歩1分



自分で相続税の申告ができる本

■著者 岡野 雄志

▶「無料相続税申告ソフトを使って自分で相続税の申告ができる本」(幻冬舎)

横浜市港北区

岡野雄志 税理士事務所

相続税に強い相続専門の税理士事務所

代表 岡野 雄志

「完全成功報酬制」で
対応

当事務所は、ご相談やご契約の99%以上が相続税関連。国内屈指の相続の専門性が強みの横浜市の税理士事務所です。税理士業界全体で従業員が50人以上の事務所は0・18%しかない中で、当事務所は総勢83名の従業員がそれぞれ相続税の専門知識を高め業務を行っています。

税制は、法改正が頻繁に行われますので、常にアンテナを張り、新しい情報を取り入れ、迅速に業務へ反映しております。

さらに税務署との交渉力を一層強固なものとすべく、所内研修を充実させ優秀な人材を育成し、豊富な経験とノウハウを蓄積しています。その実績として、2005年

年の創業以来、個人事務所で

ありながら全国的にも有数の

実績を誇る1273件以上

(2020年7月現在)もの

相続税を取り戻すことに成功

してきました。

相続税の還付が成功しなか

った場合は、実費や調査費、

資料作成費等を含め費用は一

切いただきません。業界トップ

クラスの実績があり相続

税を取り戻す自信があるか

らこそ、お客様にとって還

付失敗時のリスクが高い固

定報酬制ではなく、完全成

功報酬制が実現できていま

す。

ご興味を持たれた方には、

完全無料で全国どこでも直

接ご自宅までお伺いして、

日本一の不動産専門税理士事務所を目指しています！
中途半端な相続対策をしないそれが賢い相続の流儀

NAOKI KOBAYASHI



事務所データ

- 事務所概要 スタッフ32人
- 事務所の特徴 顧問先の90%以上がアパートを経営。相続対策をメインとする不動産税務に特化した税理士事務所

得意分野・業務実績例

- ①資産税コンサルティング業務 (生前相続節税対策・所得税節税対策)、②還付業務 (評価見直しによる相続税還付・マンション建築による消費税還付・申告状況の確認による譲渡・所得税還付)、③税務申告業務 (記帳代行業務・法人税・所得税・相続税・贈与税等の税務申告代行・相続税対策を考慮した法人顧問)

●所属税理士会 東京税理士会板橋支部

パーソナルデータ

- 生年月日 / 1974年
- 出身地 / 新潟県見附市

- 略歴 / 大学卒業後、資産税特化型会計事務所で15年の経験を積みながら税理士試験に合格。2014年にwish会計事務所を開業

- 執筆・セミナー実績など / 千葉テレビ『燃える男中畠清の1・2・3絶好調』出演、『エコノミスト』(2019.12号)掲載、『東洋経済』(2019.9.9号)掲載、『日経新聞』私の道しるべ掲載、不動産賃貸経営博士の情報誌『大家俱楽部』(2018春号、2019冬号)掲載、『不動産賃貸経営博士 その道のプロ』掲載、『LIFULL HOME'S 不動産投資』にインタビュー記事掲載、土業の未来を創る実践実務マガジン『月刊プロパートナー 12月号』掲載

事務所所在地

- wish会計事務所 〒173-0004 東京都板橋区板橋1-53-2 TM21ビル302号 電話 : 03(5944)2850 FAX : 03(5944)2851

ホームページ・アクセス

- URL <https://www.wishkaikei.com>
- E-mail kobayashi@wishkaikei.net
- アクセス / JR板橋駅徒歩1分、都営地下鉄新板橋駅徒歩3分

人と人の関わりが生む
真のサポート
人と人を大切にしたい。お客様(地主様・サラリーマン大企業様)の悩みをうかがい、課題を解決し、そして、笑顔をみなさんとともに築きたい。

そんな想いも兼ねて「wishes(〜したい)」の意味をとつて、「Wish会計事務所」と名づけました。Wish会計事務所がとも大切にしていることは、お客様と実際に会ってお話しする時間を持つことです。

「税務」というのは、誰が行つても申告は同じ内容になると思われるがちですが、税務の判断によって申告方法や結果が変わってくることがあります。結果として数百万円以上変わってくる場合もあるので、お客様にとつては大きな

私たちの役目だと考えています。
相続税は、親族間の人間関係も重要な鍵です。相続する側の要素は何か、相続を受ける側の家族はどう思っているのか。必ずおれば自宅に訪問し

ることこそが課題解決することこそが

お客様がその先に抱くビジョンによつて、処理すべき方法が異なつてしまふので、実際に会いすることで、お客様の考えていることをくみ取り、最適な方法でそれをくみ取り、お客様の考え方で、お客様の心にある希望(wishes)をくみ取ることになり、お話を聞くこともあります。

Wish会計事務所

代表者・税理士 小林直樹





白神山地（赤石川上流）

写真紀行
密を避けて
秋を訪ねて②



白神山地（岩木川上流「目屋渓」）



白神山地（赤石溪流）

相続税対策でも人気

コンテナ節税に国税当局のメス 58

相続税対策の新常識

配偶者居住権の上手な使い方 60

【特集】 SPECIAL FEATURE

相続・遺品・遺言

死後も素敵なお父さんのままで

見せたくない遺品の生前対策 62

家族が大迷惑

こんな遺言は書いちゃダメ 64

安全に処理しないと被害甚大

貸付金という時限爆弾 66



相続税対策でも人気 コンテナ節税に 国税当局のメス

土地を活用できるうえ、相続税対策にも有効だとして資産家の注目を集めていた「コンテナ節税」が、今後は使えなくなりそうだ。短い年数で減価償却できるコンテナの特徴を生かして多額の損金を発生させることがこの手法のメリットだが、最近になって国税当局に否認される事例が相次いでいる。国税はコンテナ節税の何を問題視したのか、否認に至った背景を探る。



（東京・千代田区）は、決算期に特別損失を計上する内容の文書を開示した。それによれば、「販売したコンテナをお客様から再度購入するなどの対応を行う可能性が生じた」という。

同社が提供するサービスは、土地オーナーにコンテナを購入・設置させて、それを一括して借り上げる「リースバック方式」と呼ばれるもので、コンテナは同社が管理してトランクルームとして利用者に貸し出し、その賃料をオーナーに支払う。オーナーのリットとして同社は「安定収入」、「他の用途が難しい土地

税対策に有効」をうたつてい
る。

コンテナ設置が節税になる
理由のひとつには、コンテナ
がアパートやマンションと
いった不動産より減価償却に
時間がかかるないことが挙げ
られる。アマンでは数十年
をかけて減価償却していくと
ころを、コンテナだと場合に
もよるが初年度に半額以上を
損金算入することができ、償
却期間も3～7年と短い。コ
ンテナから得る賃料は不動産
所得として他の所得との損益
通算が可能で、コンテナで發
生させた損金によつてトータ
ルの税負担を抑えられるわけ
だ。

なされた時点で「建物」として扱われる可能性は避けられない。では建築確認申請をしなければよかつたのか。エリアリントン社は「敷をついて蛇を出す」を行いをしてしまったのかと言えば、そういうわけでない。トランクルームに利用するコンテナについては建築確認申請を行うよう、国交省が厳しい指導を行つてだ。いるという事情があるため

定する建築物に該当する」との文書を出しているのだ。

2000年代に入ると今度はコレクションや家財の保存場所としてトランクルームが普及する。そこで国土交通省は04年にも「隨時かつ任意に移動できないコンテナは建築物に該当する」と周知。さらに14年にも、「コンテナを利用した建築物に係る違反対策の徹底」として、建築基準法の順守と違反建築物への指導・是正を呼び掛けた。エアリンク社が全コンテナを建築確認申請

建築物

建築物

さらにコントナ節税は、相続税対策にもなる。エリアリソク社は相続税について「アパート・マンションとトランクルームは同様の効果が得られます」として、3億円の財産を持つ人が1億円弱のトランクルームを建設することで、相続税を4千万円以上減らせる事例を紹介している。こうした複数の節税効果から、コンテナ節税は土地オーナーの注目を集めてきた。

れる例が相次いでいる。エリック・アリンク社が今回発表した文書によれば、「当社がコンテナを販売したお客様が、税務当局より、建築基準法に基づく建築確認の申請をしているコンテナについて、『器具・備品』ではなく『建物』としての耐用年数を適用すべき旨の更正処分を受ける事態」が発生した。同様の指摘を受けた修正申告を行った事例も数件発生しているという。

定率法に従つて3年ないし7年で減価償却するのが一般的だ。しかしこれが「建物」と判定されると、鉄骨造だと耐用年数は34年となり、同社がリース期間として設定している10年を大きく超えて、税務上のメリットが大きく減じることとなってしまう。

備品ではなく 建築物と認定

な理由は、短い年数で減価償却できるという点だ。屋外に置いて荷物などを保管するコンテナは、原則として税法上の「器具・備品」に当たり、

が同社の運用する全てのコンテナについて建築確認申請をしているという点があるだろう。コンテナは原則として「器具・備品」だが、建築確認が

たが、その普及の過程の89年に国土交通省が、「いわゆるカラオケルームに転用したコントナは、その形態および使用の実態から建築基準法に規

らかのアクションを取ることを示唆している。しかし同社の主張が認められる可能性は、現状では高くないと言わざるを得ないだろう。

しかし制度が想定しているのが仲の悪い親子だからと、いつて、円満な親子が同制度を使ってはいけないというルールはない。それどころか円満な家族でも同制度を活用すべき理由がある。

居住権を相続した配偶者が将来的に死亡すると、その時点で居住権は完全に消滅する。この際、所有権を持つ子などに居住権が引き継がれるといふ考え方はされない。国税庁の相続税法基本通達では、「配偶者から建物等所有者へ移転し得る経済的価値は存在しないと考えられる」と記載されている。つまり、死亡による配偶者居住権の消滅には税金が課されない。

配偶者居住権の上手な使い方

「とりあえず設定」も有効

たのが、今回の法改正ということになる。

たのが、約40年ぶ

りとなる相続民法の改正によつて新たに生まれた制度だ。

これまでの法律では、遺産分割協議で配偶者が自宅を得るとそれだけで法定相続分を満たしてしまい、預貯金といつ

た他の相続財産を十分に取得できない可能性があった。逆

に預貯金を相続すると家を失うことになってしまい、どちらにせよ生活は不安定にならざるを得なかつた。

そこで改正民法では、所有権が他者にあつても配偶者が住み続けることができるよう、家の権利を「所有権」と「居住権」とに切り離し、配偶者がそのうちの居住権のみを得れば家に住み続けられるといふ。「配偶者居住権」を創設した。

居住権を取得した配偶者は、

配偶者居住権は、約40年ぶりとなる相続民法の改正により、配偶者が高齢であるほど安くなるように設定されるので、原則として配偶者の年齢が高いほど居住権の評価は下がり、所有権の評価が上がり、所有権の評価が上がった場合に、配偶者が若ければ居住権の評価は高く、所有権の評価が低くなるという仕組みだ。

新制度が目的としているのは、なんらかの事情によって子と同居できない配偶者の救済だ。こうした居住権をわざ

りとしたが、少なくとも現時点では、こうした節税は認められていることになる。もちろん過去にもあった様々な節税手法と同様に、配偶者居住権を使った過度な税逃れがあつた場合には当局に否認されるのであれば、配偶者居住権を「とりあえず設定しておく」という選択は大いにあるだろ

う。

2018年に成立した改正民法の柱である「配偶者居住権」が、今年4月からよいよ施行された。そもそも、相続で自宅かその他の財産かの二者择一を迫っていた配偶者を救済するために生まれた新制度だが、この制度を使うことで相続税を大きく減らせる可能性がある。ただし使い方と注意点を確認しておきたい。



相続税対策の新常識

配偶者居住権

の上手な使い方

遺言は書き直し必須

相続税対策の新常識とともに、得る配偶者居住権だが、注意点として、相続税対策になると「配偶者が死んでしまった時」に、配偶者が相続した居住権が消滅した際には、様々な課税関係が発生する。

例えば、配偶者が相続した居住権を放棄した場合には、所有者はその時点で居住権の分だけ経済的利益を得たとして、贈与税が課される。これは両者の合意によって居住権が解除されても同じだ。

またアーノードケースとして、配偶者に求められる最低限の法順守義務が守られなかつたことを理由に、所有権者が

正當に立ち退きを求めた場合でも、やはり所有権者に贈与税が課される。

例外として、長期配偶者居住権は期限を設定して相続することもでき、期限到来に伴い消滅する場合には課税関係は生じないが、期限が短ければそれだけ居住権の評価額は下がるので、節税効果も減じることとなる。

もうひとつ注意したいのは、配偶者居住権を活用できるのは、今年4月1日以降に発生した相続だということだ。そして遺言に関しても、有効となるのは4月以降に作成された遺言のみとなる。つまり、4月以前に遺言に盛り込んでおいても法的には意味がない。配偶者居住権の利用を確実に設定したいなら、忘れずに遺言を書き直すようにしたい。

死後も素敵なお父さんのまで

こうしたソフトや機能を活用すれば、死後に見られたくない遺品の生前対策が可能だ。死後対策だけでなく、紛失時にも有効だ。

死後も素敵なお父さんのまで／見せたくない遺品の生前対策
ついては、「死後事務委任」という制度があり、届け出や申請といった事務手続きを弁

遺された家族にとつて重要なデータがパソコンに残っているのに、パスワードが不明で開封できないという事態を避けるため、あらかじめ設定した一定期間にログインがないと自動的にログイン状態にするというソフトだ。

このソフトを、本来とは逆の設定にして使う。つまり、一定期間ログインがないと定期的にログインがないと設定のデータを消去するようになっているわけだ。このほかスマートフォンについても自動消去ツールがある。アイフォンではパスワードを10回間違えたら全データを自動消去する設定が可能だ。死後対策だけでなく、紛失時にも有効だ。

こうしたソフトや機能を活用すれば、死後に見られたくない遺品の生前対策が可能だ。死後対策だけではなく、紛失時にも有効だ。



見せたくない遺品の生前対策

誰だって人に見られたくない秘密のひとつやふたつはあるだろう。当然、普段は上手に隠しているだろうが、自分に万が一のことがあったとき、遺された家族がそれを見つけてしまう可能性は十分にある。どれほど愛している家族とはいっても、や愛する家族に対してだからこそ、「死んでも見せたくない」というものはあるはずだ。パソコン内のデータ、内緒で保管していた古い写真や手紙、父さんのイメージを保つため、生前にできる「裏SNSでの書き込みなどなど、死後も「素敵なお父さん」のイメージを保つため、生前にできる「裏の対策」を考えてみた。

SNSの機能も活用



このほか、裏の対策としてはネット上の有

「遺すべき財産」のための生前対策を「表の対策」とするならば、自分の死とともにこの世から消えてなくなつてしまい「遺したくない財産」の生前対策は「裏の対策」と言えるだろう。ポックリいければまだしも、意識はあるのに寝起きになつてしまつたら、自分の部屋やパソコン内の「秘密」が気になって仕方がないだろう。

都内で出版業を営むAさんは、家族へ「遺すべき財産」については遺言を書いて段取りをつけているものの、「娘にだけは見られたくないモノ」約するよう指示をしておかなければならぬ。ただ、ここでも問題になるのが、家族に知られたくないサイトに登録している場合だ。

大手のサイトであれば、IDやパスワードが分からなくとも、家族が死亡診断書などを添えて申請することで登録解除が可能だが、家族に見せたくないサイトは、得してそうしたことでも難しいケース

料サイトの解約手続きも忘れてはならない。有料サイトの大半は自動更新制であるため本人の死後も課金は続く。そのため遺言にはきちんとサイト名とパスワードを書き、解約するよう指示をしておかなければならぬ。ただ、ここでも問題になるのが、家族に知られたくないサイトに登録している場合だ。

大手のサイトであれば、IDやパスワードが分からなくとも、家族が死亡診断書などを添えて申請することで登録解除が可能だが、家族に見せたくないサイトは、得してそうしたことでも難しいケース

が多い。残された家族に迷惑を掛けたくないれば、恥を忍んでサイト名とパスワードを残しておくか、生前に自身で解約するしかないようだ。

最期に、「隠したい財産」ではなく、自分の死のしらせ方についても考えておきたい。そこで、死後のパソコン内に浮名を流してきたAさんは、女性たちとの多くの「思い出」の画像を自宅のパソコン内に保存してきた。Aさんに限らず、パソコン内に秘密のデータが隠してあるという人は少なくはないはずだ。

秘密フォルダの封鎖方法

そこで、死後のパソコン内に浮名を流してきたAさんは、女性たちとの多くの「思い出」の画像を自宅のパソコン内に保存してきた。Aさんに限らず、パソコン内に秘密のデータが隠してあるという人は少なくはないはずだ。

もの「お小遣い」を母・安子氏から受け取っていたことが話題になった。鳩山一族の資産規模がうかがえるエピソードだ。

政治家の特殊な相続事情

鳩山一族の富の源泉はタイヤメーカー、ブリヂストンによるものだ。安子氏は同社の創業者である石橋正二郎氏の長女で、父親から引き継いだ莫大な財産を子である由紀夫氏や邦夫氏へ分け与えた。邦夫氏は同社株や不動産などを多数所有していたため、16年の死亡時に妻エミリー氏や息子の二郎氏など4人の相続人が引き継いだ財産は100億円を超えるといわれる。

邦夫氏の遺産のうち、東京国税局が申告漏れを指摘したのは、邦夫氏が生前に政治団体へ貸し付けていたお金だ。

資金である限り、資産の引き継ぎには贈与税も相続税もかかりず、無税での「相続」が可能となっている。

政治資金団体が「ブラックボックス」と呼ばれるゆえんで、これまでも小渕恵三元首相の死去に際して娘の優子氏が約1億6千万円を無税で承継している。また安倍晋三首相も父・晋太郎氏の政治資金が約1億6千万円を無税で承継している。また安倍晋三首相との相続発生時点では、邦夫氏から6件、合計約4億5千万円の借入金があつたという。故人が団体や個人に貸していたお金は原則として相続税の対象となるが、遺族は申告していないことから追徴課税の対象となつた。

政治団体の財産の引き継ぎは極めて特殊だ。政治団体の代表者が引退したり亡くなつたりした際には、後継者が代替となつて資金を使うことも、別の政治資金団体に資金を移すことも許されている。政治

生前に借金以外の何らかの手段で資金団体へ資産を移しておけば税務上は問題にならない可能性が高いが、この貸付金は政治団体ではなく、あくまで邦夫氏個人の財産であつたため、政治家の資産としては珍しく国税のターレットとなつたわけだ。

こうしたケースは中小法人のオーナー経営者にとっても無関係ではない。邦夫氏は政治活動、経営者は事業活動と運動基盤である団体に個人が貸し付けたお金が相続トラブルの種となるのは、経営者にとつても珍しい話ではないからだ。むしろ政治資金団体を通じた「抜け道」がない分、中小事業者の相続こそ、貸付金問題を生前に解決しておく必要がある。

経営者が自分の法人に貸したお金は、「事業主借入金」。会社の立場から見ると、社長から借りたお金ということだ。資金繰りが厳しくなったときの当座の運転資金として、社長個人が一時的に会社へお金を入れるというケースは珍しくない。経営状況が苦しくなると、支払いが入金より先に来てしまい、そのタイミング

グで手元に現金がないため社長個人が立て替えることもある。

この社長借入金は、資金繰りに苦しむ会社だけでなく、業績が右肩上がりで伸びている場合にも起こり得る。業務拡大に伴って取引先などへの支払いが増加し、儲けに応じて役員報酬も上がっていく。

一方で、急激な状況の変化に金融機関からの融資では対応できず、その場のぎの対策として社長からの借金に頼ることが多いからだ。

そうしてできた借金は、資金繰りに余裕のある時期に返せばいいのだが、事業は常に動いているものもあり、なかなか理屈通りにはいかない。

返済期限が決められているわけでもない身内からの借金といふこともあり、取引先への支払いや納税を優先してしまって、後回しにしがちだ。一時的に返したとしても、一度便

利な方法として覚えてしまえば借金を繰り返し、気が付けば数十万円から数億円に膨らんでいるというケースも起これるだろう。そして社長の身上に何かが起こつて相続が発生すれば、すべてが相続財産として課税対象となつてしま

安全に処理しないと被害甚大

貸付金という時限爆弾

経営者個人が貸したお金が相続発生時に残つていると、全額が相続財産に計上され、残された家族に税負担が重くのしかかることになる。最近では2016年に死去した鳩山邦夫元総務大臣の相続をめぐり、遺族が約7億円の申告漏れを国税当局から指摘されていたことが話題となつた。政治団体への貸付金を相続財産としてカウントしていかなかったことなどが理由だという。貸したお金が相続財産になつてしまふのは政治家でも経営者でも同じこと。積もり積もれば経営危機を招きかねない「貸付金」の恐ろしさに迫る。

故・鳩山邦夫氏の相続に関し、東京国税局が指摘したのは約7億円の申告漏れだ。そのうち約4億5千万円が邦夫氏から自身の政治団体への貸付金で、残りは不動産の評価額の誤りだつた。いずれも意図的な税逃れではないと判断され、重加算税は課されなかつたが、過少申告加算税を含む追徴課税は2億数千万円に上つた。遺族はすでに修正申告と納付を済ませたといふ。

2016年に67歳で死去した邦夫氏といえば、政界でも群を抜いた資産家として知られた存在だつた。生前には、

国会議員資産公開法に基づいて公表される資産ランキングで毎回のようにトップを飾り、その死去によつて衆院議員全體の平均資産額が16%落ち込んだというから相当なものだ。

そして18年版の同ランキングでは、邦夫氏の遺産を引き継いだ息子の鳩山二郎衆院議員（自民党）がトップとなつている。資産額は約17・5億円で、2位の元榮太一郎議員（約5億円）を大きく引き離している。その大半は邦夫氏から相続した株式の売却益だ。また邦夫氏の兄・由紀夫氏も、首相時代には月1500万円

金の記載がなくなつたといふ。政治団体に資金を移すことも許されている。政治

生前に借金以外の何らかの手段で資金団体へ資産を移しておけば税務上は問題にならない可能性が高いが、この貸付金は政治団体ではなく、あくまで邦夫氏個人の財産であつたため、政治家の資産としては珍しく国税のターレットとなつたわけだ。

こうしたケースは中小法人のオーナー経営者にとっても珍しい話ではないからだ。むしろ政治資金団体を通じた「抜け道」がない分、中小事業者の相続こそ、貸付金問題を生前に解決しておく必要がある。

経営者が自分の法人に貸したお金は、「事業主借入金」。会社の立場から見ると、社長から借りたお金といふことだ。資金繰りが厳しくなったときの当座の運転資金として、社長個人が一時的に会社へお金をを入れるというケースは珍しくない。経営状況が苦しくなると、支払いが入金より先に来てしまい、そのタイミング

グで手元に現金がないため社長個人が立て替えることがある。

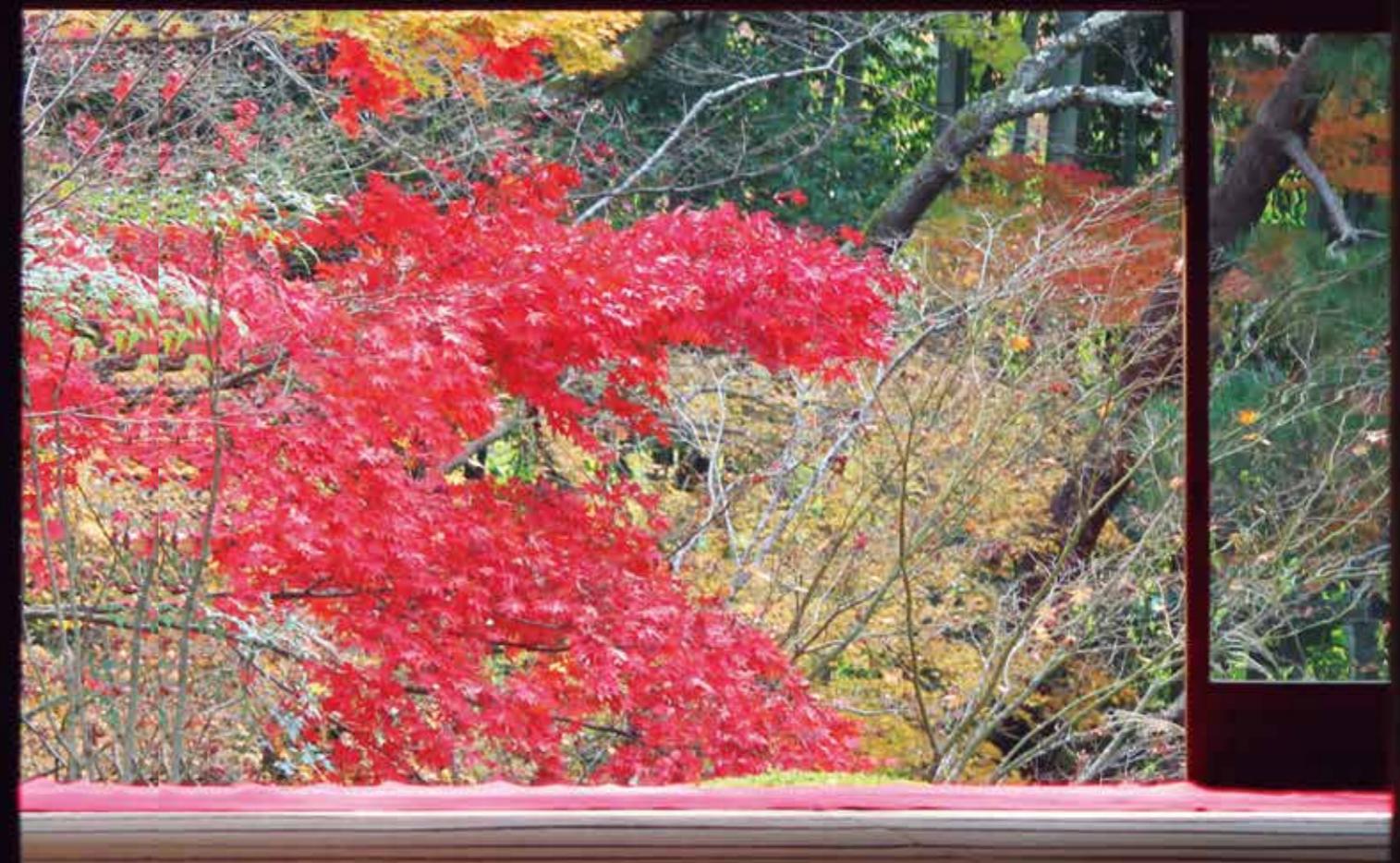
この社長借入金は、資金繰りに苦しむ会社だけでなく、業績が右肩上がりで伸びている場合にも起こり得る。業務拡大に伴って取引先などへの支払いが増加し、儲けに応じて役員報酬も上がっていく。一方で、急激な状況の変化に金融機関からの融資では対応できず、その場のぎの対策として社長からの借金に頼ることも多いからだ。

そうしてできた借金は、資金繰りに余裕のある時期に返せばいいのだが、事業は常に動いているものもあり、なかなか理屈通りにはいかない。返済期限が決められているわけでもない身内からの借金といふこともあり、取引先への支払いや納税を優先してしまって、後回しにしがちだ。一時的に返したとしても、一度便

利な方法として覚えてしまえば借金を繰り返し、気が付けば数十万円から数億円に膨らんでいるというケースも起これるだろう。そして社長の身上に何かが起こつて相続が発生すれば、すべてが相続財産として課税対象となつてしま

写真紀行
秋を訪ねて③
密を避けて







毘沙門堂「勅使門前の石段」（京都）

女性起業家も読んでいる
カジュアルな税財務・経営情報サイト

社長のミカタ DIGITAL

紙がいい。デジタルでもいい。

ミカタデジタル

検索



トピックス

〈特集〉
味方の見方

賢者の言魂

社名の由来

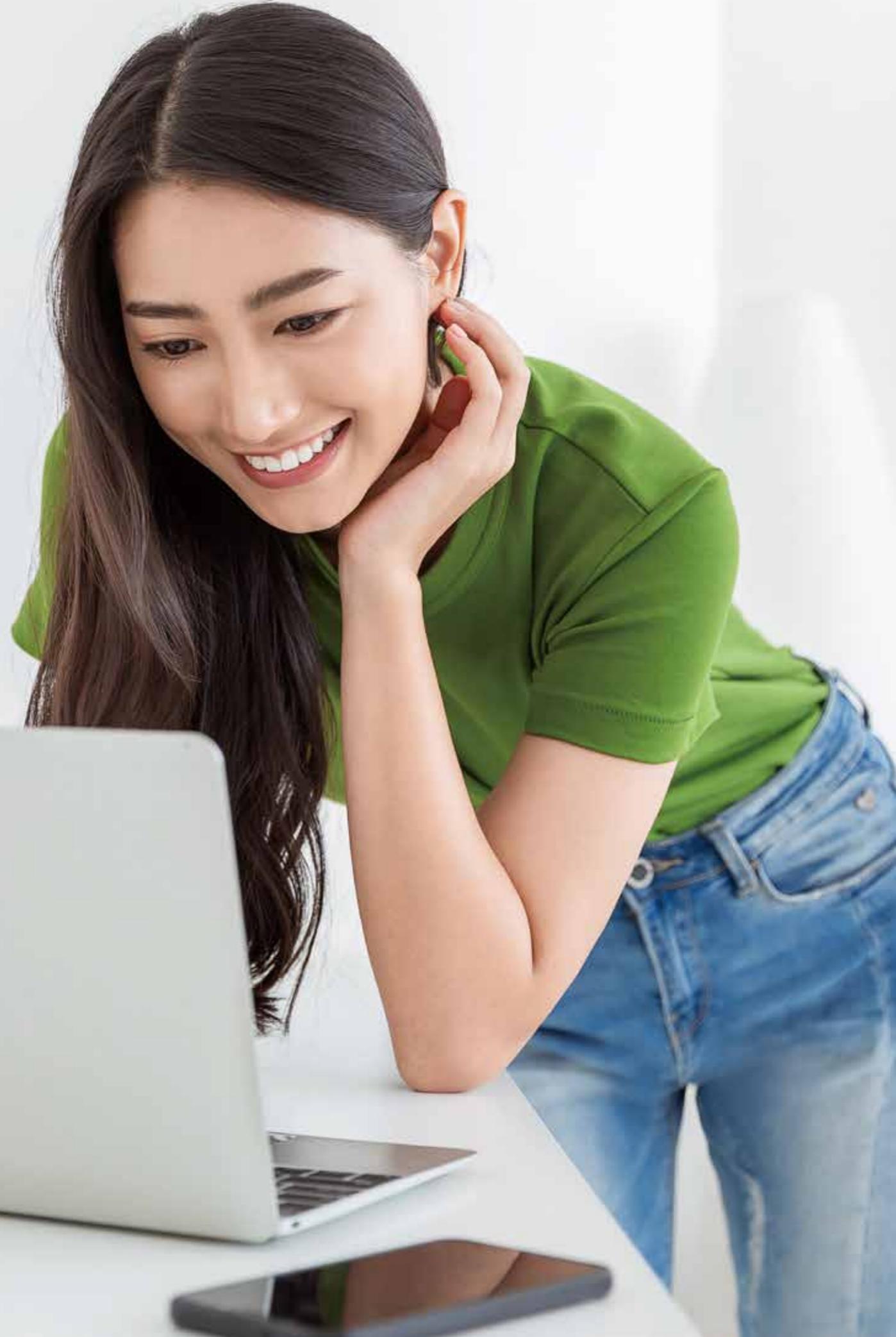
二升五合

歴史建築
散歩道

節税市場

相続時代

あなたにピッタリ!
『賢者の言魂』診断



OWNER'S BRAIN BOOK REVIEW



新型コロナウイルスの感染防止対策としてテレワークが普及したことで、賃金の対価を労働時間から成果にシフトしていくべきだという新自由主義が再び台頭している。

機となつてゐる。そこで、多くの国で当たり前の姿としてどっぷりと浸かっている資本主義とは本来どういうシステムで成り立つてゐるのかを探求するのが本書のテーマだ。サブタイトルには「資本主義を内面化した人はから脱却」とある。

第二次大戦後、日本をはじめ多くの国で経済が発展し、同時に社会の平等化が進んだ。日本では「一億総中流」という言葉が生まれ、かつての「階級」は解消されたかに見えた。だが、バブル崩壊で成長が止まる、と90年代には「勝ち組と負け組」の時代に入り、格差の拡大が露骨になつていった。



■ベストセラーを生んだ蒂コピー■

資本主義を 内面化した人生から 脱却するための思考法



白井聰（著）
武器としての「資本論」
(東洋経済新報社)
2020年4月23日初版発行
定価1600円(税別)

闘争なんてもう古い。そんなものはもう終わつた』といふ言辭に騙され、ボーッとしているうちに、一方的にやられっぱなしになつてしまつた』と語つてゐる。確かに、資本主義こそ絶対と信じこまされて資本の論理のみに飲まれていつた結果、大企業や大資本家が優遇される一方で、中小企業や大衆には「がんばれば報われる」という妄想と重税だけが与えられてきた。

いまこそ、大資本以外の階級が資本主義の「絶対神話」にとらわれることなく、眞実

は現代社会の道標としても十分なものだ。マルクスが唱えた「今日までのすべての社会の歴史は階級闘争の歴史」という実態は現在までも厳然とした事実として社会の根底にある。

白井氏は「私たちが気付かないうちに、金持ち階級、資本家階級はずつと階級闘争を黙つて闘ってきた。それに対し労働者階級の側は『階級

を解明するために目を開く必
要がある。そのための「武器」
として『資本論』以上のテキ
ストはない。

本書はマルクスの『資本論』
に比べると格段に読みやすい。
マルクスといえば「共産主義」
の親玉として嫌悪感を抱く
経営者も多いだろうが、現代
社会の「悩み」の元を解明す
るためにも一読をお勧めした

才
オンライン上でアリーマ
売買を行うスマートフォン用
のアプリ「メルカリ」。最近
はテレビCMにタレントのタ
モリを起用するなど、スマホ
アプリが苦手な中高年への浸
透も狙っているようだ。本書
はメルカリの誕生から上場ま
での過程をドラマチックに描
いたサクセスストーリーだ。

メルカリの誕生は2013
年。すでにいくつものネット
アプリを提供していた山田進
太郎氏がスマホ専用のフリマ
アプリとして仲間数人と立ち
上げた。パソコン離れが進む
若年層を中心に人気が高まり、

タウンホール数は1年半で2千万、その2年後には1億を突破し、創業から5年で東証マザーズへの上場を果たした。スタートアップの段階ですでに評価額が10億ドルを超えているベンチャーをユニコーン企業というが、未上場のメルカリはこれに該当した。そして上場初日の時点で時価総額は7000億円となつた。

本書では、メルカリがわずか5年でどうやってフリマアブリのトップに上り詰めることができたのかを現CEOの山田氏を中心とする創業メンバーの戦いの記録を中心にドキュメンタリータッチで描い

ンバーの情熱だろう。世界を見据える熱い想いを継続させてきたからこそ、それまでの常識を破り、スマートフォンへ特化するという独自性にもつながった。

かつてネット上で個人売買といえば、1999年にスタートした「ヤフオク！」こそガリバーだった。ヤフオクは個人のパソコン普及とネット環境の進化によつて急成長したが、その後に押し寄せたスマホ利用者への移行に手間取り、伸び悩んでいた。メルカリは、ガリバーが掴みきれなかつた市場を見事に手に入

といった同社が培ってきた独自のノウハウも随所に見ることができ。参考になることも多いだろう。

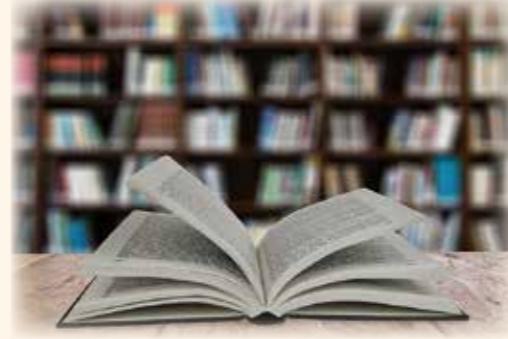
3000億円の巨大市場を
築いた起業家たちに迫る
初の圧倒的ノンフィクション



奥平和行（著）
メルカリ
希代のスタートアップ、
野心と焦りと挑戦の5年間
(日経BP社)
2018年11月22日初版発行

新聞記者としてシリコンバレーの変遷を取材してきた著者は、メルカリ内外の多くの

からヤフオクの取りこぼしを狙っていたわけではない。ニーズを分析し、ユーザーの使いやすさを徹底的に追求した結果、あの圧倒的なインター
フェースに行き着いた。





税理士・会計事務所をモテる化

個々の「かっこいい」を蘇らせ、顧客拡大へ。

オオタキカクは実力本位の会計事務所をサポートしています

合資会社オオタキカク
代表 太田 亮児

〒164-0012 東京都中野区本町4-47-12 ハイライフ新中野101
TEL.03-3384-1225
FAX.03-3384-1226
ホームページ <https://ootakikaku.co.jp/>

OWNER'S BRAIN

本誌【2021春号】のお知らせ

次号は 2021年3月15日発行 です。

広告、掲載についての
お問い合わせは、
03-6263-2094
または専用サイトまで、
お願ひいたします。



■【秋三題】▼「芸術の秋」時
間をつくり、マスクをして、
映画館へ足を運んだほいが、
前評判ほど面白くない。さて、
途中で席を立つて残りの時間
を有効に使うか、それとも最
後まで見続けるか。この場合、
多くのひとが「お金がもつた
いないから」という理由で見
続ける。結果としてお金も時
間も損をしてしまうことにな
る。こうした行動を指す「サ
ンクコスト」という言葉があ

れるようになつたのは20
01年のことだが、どうもい
まだにしつくりこない。今年
の「敬老の日」は15日ではな
く21日だ。「齡を重ねる」とは
「弱いを重ねること」
だと、社会尊者の中
野千鶴子さんはいう。
人生の先輩が働いてき
きちんと納税してき
たのは「弱い」を重
ねられる社会のため。
高齢化よりもむしろ、
社会保障制度の老朽
化こそが問題ではな
いか▼「秋の夜空」
この時期の夜空には
夏秋の星々が同居す
る。織姫星として知
られるベガ、彦星の
アルタイル、そして
白鳥座のデネブはす

感覚だ。星の話をしていると、
そのスケールの大きさに圧倒
される。海峡を挟んだ隣国と
の距離は0.001光秒すら
うなるとデネブですら近所
の彼方だ。みづがめ座にある
球状星団のM2は約5万2千
光年の虚空。アンドロメダ座
にあるM31は銀河系のすぐお
隣にある銀河だが、地球から
の距離は約230万光年。こ
うして、あらためて自覚
したい。

■遠隔会議アプリを使つたり
モードでの打ち合わせ。じつ
は、はじめてのことと緊張し
ました。カメラ越しに話すと
いうのは、なんだか照れくさ
いものです。次号までは克
服しなければ、と思っている
次第です。次号直後のプロ野球は無観
客試合。しかし、捕球音や打球
音、選手の掛け声が聞けたこ
とは新鮮でした。コロナ禍で
の生活は不自由ですが新発見
もあるものです。応援する
チームの順位は……。創刊号
にご賛同いただいた先生方、

(A) (B) (C) (D) (E)

■税務の代行や申告書の作成
だけではなく、総合的なコン
サルタントとして、まさしく
経営者のブレーンと呼ぶにふ
さわしい先生方のご協力を得
て、本誌を創刊することがで
きました。取材に応じてくれた
さった税理士の先生方、ス
タッフの皆様、ありがとうございました。
■4月に新卒入社しました。
新聞社での「新聞」は毎
日のように手掛けていました
が、「本」の制作は今回がはじ
めで。新しいことをたくさん
学びました。コロナ禍で家族
にも友人にもなかなか会えな
い状況に参っていますが、ど
んな時でも前向きに楽しめる
ようになります。レベル
アップして次号に臨めるよう
がんばります。

OWNER'S BRAIN 2020秋 <創刊号>

(オーナーズブレーン 通巻1号)

2020年9月15日 発行

発行者 会田 宣也
発行所 エヌピー通信社 納税通信 税理士新聞 社長のミカタ 院長のミカタ OWNER'S LIFE
〒104-0031

東京都中央区京橋1-14-9 4階
電話 [代表] 03-6263-2093
〔編集〕 03-6263-2092
〔広告〕 03-6263-2094
振替 00160-0-123949
<http://www.mikata-digital.com/>
<http://www.np-net.co.jp/>

装 帰 佐藤 剛
レイアウト 望月 左枝子
D T P 石川 純
広告・販売 岡 謙吾 清水 芳樹
石神 凌 大川 秀明
企画編集 樋谷 享信

ISBN978-4-86678-558-5 C0034 ¥1000E ©OWNER'S BRAIN 2020 printed in Japan

編集後記

る。「埋没費用」と訳され、事
業に投下した資金や労力のう
ち、その事業の撤退・縮小・
中止を決めても戻つてこない
ものをいう。延期となつた東

京五輪、アベノマスクの全戻
配布、GOTOトラベルキャ
ンペーンなどなど。計画の推
進者は「いまさら引き返せな
い」と思い込んでいたのでは
ないか▼「敬老の日」。いわゆる
ハッピーマンデー制度が実施

度超の猛暑など異常事態が相
次ぐ今年こうして本誌を發
行できホッと肩をなでおろ
しています。今年は經營に大
打撃を受けた事業者が多くい
らっしゃいます。こんな時に
こそ専門家が頼りになります。
本誌がお役に立てましたら幸
いです。

(Y)

スタッフの皆様に心から御礼
申し上げます。

ニューノーマル時代に働く先駆者へ 『サブスクのすすめ』

先生、
サブスクとは？

ニューノーマルな時代だからこそ、 自由で多様な働き方へ「PCAスタイル」

予測できない変化が起こりうる時代。事業構造のスタイルは日々変化していきます。
利用したいシステムを、利用したいスタイルで、手軽に始められ、
いつでも見直せること。それが「PCAスタイル」です。

ここで↓
学びましょう



PCAサブスク

ソフトウェアは購入から利用へ「PCAサブスク」

PCAのパッケージ版を、定額契約(月・年)でご利用いただける
サブスクリプションサービスです。
オトクな使い放題プラン「PCAサブスクコンプリート」がおすすめです。

働く場所を選ばない環境づくりで、 リモートワークを後押しする 「PCAクラウド」

14,000法人以上のお客様にご利用いただいている、
安心・安全のクラウドサービスです。
ワークライフバランス重視の働き方や、
事業継続を支える業務基盤を提供します。

みなさまとともに歩んで40年。
PCAが提案する、新しいスタイル。



※IT導入補助金の詳細は<https://www.it-hojo.jp/>へ。

経理部課長
宮下 純一

福澤 諭吉

攻めるなら、経理から。

PCA

詳しい情報は▶ <https://pca.jp/subsc/>

ご導入検討専用▶ 0120-992-729 10:00-12:00/13:00-17:00 土・日・祝日除く



ISBN978-4-86678-558-5

C0034 ¥1000E

定価: 本体1000円 +税

日本新聞協会加盟
エヌピー通信社

© OWNER'S BRAIN 2020 printed in Japan



9784866785585



1920034010006